

第107回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和4年8月30日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 9月7日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

応 招 議 員（14名）

出 席 議 員（14名）

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 山 下 由 美 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
9 番 前 田 佳 重 議員	10 番 大 畑 利 明 議員
11 番 欠 番	12 番 林 克 治 議員
13 番 欠 番	14 番 今 井 和 夫 議員
15 番 大久保 陽 一 議員	16 番 飯 田 吉 則 議員

欠 席 議 員（なし）

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大 前 和 浩 君	書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君 副 市 長 富 田 健 次 君

教 育 長 中 田 直 人 君
総 務 部 長 砂 町 隆 之 君
健康福祉部長 橋 本 徹 君
建 設 部 長 太 中 豊 和 君
波賀市民局長 大 田 敦 子 君
会 計 管 理 者 前 川 満 君
教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君

市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君
市民生活部長 森 本 和 人 君
産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君
一宮市民局長 田 路 仁 君
千種市民局長 井 口 靖 規 君
総合病院副院長兼事務部長 菅 原 誠 君
農業委員会事務局長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

- 議長（飯田吉則君） 皆様、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。
それでは日程に入ります。

日程第1 一般質問

- 議長（飯田吉則君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

津田晃伸議員の一般質問を行います。

8番、津田晃伸議員。

- 8番（津田晃伸君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので通告に従い一般質問を行いたいと思います。

本日のトップバッターを務めさせていただきます。当局からすれば邪魔くさいメンバーが本当に並んだなと思われているかもしれませんが、午前中で終わると思いますので、何とぞよろしくをお願いします。

まず最初に、通告書内の文書で、新病院の開院は令和7年と記載していますが、令和8年に訂正をお願いしたいと思います。それでは質問に入ります。今回は大きく2点です。

1点目は、新病院の建設についてです。現在宍粟市では、新病院建設に向け基本設計の段階に入っています。宍粟市最大の課題である人口減少対策を考えたときに、必ず周産期医療をこの地域で守っていかないといけないと考えます。今年4月から不妊治療が保険適用されることになりました。国だけの施策ではなく、地方自治体としても、安心して出産できる環境の整備は行っていかないといけないと思います。その中でも、周産期、小児科の維持、そして市民に選ばれる病院は必要不可欠と考えております。

その中で1点目、現在宍粟市内の出産件数のうち、市外での出産を希望し、市外を選んだ方々の声の吸い上げはどのように行われているのか。議会報告会には、たくさんの子育て世代の方々にも参加していただきました。そこでも、なぜ自分たちが市外の病院を選んだのかという理由も聞いて、新病院建設を進めてほしいとの声がありました。人口減少という宍粟市の最重要課題に立ち向かう上で、周産期医療の維持は非常に大切な要素であると考えます。

このような意見も踏まえて、子育て世代の声が反映されるような病院にしていきたいと考えていますが、現時点で市長はこのような意見を十分に反映して、新

病院整備を進められているとお考えなのか、伺いたいと思います。

２点目に、議会報告会の中では、将来のシミュレーションに対しての不安の声も多数ありました。その辺りに関しても、ＹｏｕＴｕｂｅ等で発信もされていますが、まだまだ周知不足と考えます。このような状況下でも、粛々と計画どおり令和８年の開院に向け進められていくのか、資材の高騰が進む中、一旦立ち止まり、市民の吸い上げを再度行い、計画に反映させる考えはないのか。

三つ目に、有利な財源である過疎債について、枠に限りがある中で、新病院整備を最優先に、可能な限り充当していくべきと考えますが、整備の時期を分散させたり、あるいは他の過疎対策事業を先送りしたりと、将来の財政負担をなるべく抑える方法を何か考えられているのでしょうか。

四つ目に、新病院整備の設計業務の選考においては、５社からの提案があり、安井建築設計事務所に決定されたわけですが、その際の審査委員の選定はどのようにされ、また技術提案の内容はどういった部分を評価して決定に至ったのか。検討委員会において、委員より様々な意見が出されていましたが、それも踏まえて、市としてどこに重点を置いて審査されたのか、お聞かせください。

最後２点目、森林セラピーの活用に関する包括連携協定についてです。

今年度７月に、凸版印刷さんの健康保険組合と包括協定が結ばれ、宍粟市内の宿泊施設を保養所として利用促進、森林セラピー体験にも、凸版印刷の健康保険組合が補助を行い、加入者の健康保持、増進を推進するとしています。その中で今回の提携で、市として企業のメンタルヘルスの取組の中に、森林セラピーの活用法を確立して、今後他の企業に売り込む方向と考えてよいのか。その辺りについてお伺いしたいと思います。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） 津田晃伸議員の一般質問に対し順次答弁を求めます。

水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 津田議員の新病院の建設についての御質問の３点目の、新病院建設事業への過疎対策事業債の充当についての部分にお答えをさせていただきます。

これまでも、新病院の建設につきましては、将来の財政負担を抑える方法としてコンストラクションマネジメント方式やＥＣＩ方式の採用、また、実施設計段階から施工予定者が参画し、ＶＥ提案をはじめとする技術協力を得ることで、建設費用の抑制に取り組むこととして御答弁をさせていただいております。

新病院建設に伴う財源につきましては、「広報しそう」7月号でもお知らせしているとおおり、病院事業債を活用し、開院予定の令和8年度からの5年間は、これまでの市の負担額より約3,500万円程度増加する見込みですが、開院6年目からはこれまでの負担水準と変わらない見込みであり、将来において大きな財政負担を引き継ぐ事態にはならないと考えておるところでございます。

御質問の新病院建設事業への過疎債、過疎対策事業債の充当につきましてはですが、今日の行政課題が多様化、複雑化する中で、持続可能なまちづくりを進めていくためにも、第二次宍粟市総合計画後期基本計画や第二次宍粟市地域創生総合戦略に基づきまして、総合計画・実施計画におきまして、財政収支を見通した計画を策定し、有利な財源から活用するとともに、必要な事業の中でも優先順位をつけて、まちづくりに取り組んでおるところでございます。

よって、今後においても、過疎対策事業債については、総枠の範囲内で、まちづくりの課題解決にというように活用することとし、新病院の建設につきましては、現段階におきましては、主に病院事業債の活用をすることと考えておるところでございます。しかしながら、この建設事業に係る将来負担の軽減を図ることは、大変重要であると考えておりますので、病院事業債以外にも活用できる財源については、関係部局と適宜協議を行い、有効活用できるように取り組んでまいりたいと考えております。

大きく2点目でいただいております、森林セラピー活用に関する包括連携協定についてのところをお答えさせていただきます。

7月20日に凸版グループ健康保険組合と包括連携協定を締結し、健康保険組合が実施する心身の健康づくり支援や、自然環境を生かした健康増進活動において、森林セラピーをはじめ、宍粟市のフィールドを活用していただく取組を実践していくこととしております。

経済産業省の主導で、健康経営優良法人認定制度が導入されております。全国的にも、企業の健康経営が推進されておるところでございます。宍粟市は平成27年3月に、兵庫県下初となる森林セラピー基地を認定されました。森林セラピーは、生理的、主観的リラクセス効果並びにストレス緩和効果をもたらすことが実証されているところでございます。今後も森林セラピーやE-bikeなど、コンテンツを組み合わせたプログラムを構築して、企業の健康経営、福利厚生、企業研修などへ営業活動を行うこととしております。

以上になります。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 私のほうからは、新病院の建設につきましての1点目、2点目、4点目の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の市外での出産を希望し、市外を選んだ方々の声の吸い上げが行われているのか。子育て世代の意見を反映して、新病院の整備を進められているのかについてでございますが、御承知のとおり、これまでの新病院整備に係る取組といたしまして、市民アンケート調査、基本構想に係るタウンミーティング、新病院検討委員会の市民参画、基本計画に係るパブリックコメント、さらには、広報紙、しそチャンネルでの紹介などを行ってきており、そのような過程の中で、必要な情報提供を行うとともに、市が作成いたしました基本構想案や基本計画案に対します反対意見も含め、多様な住民の皆様意見を寄せていただいたところでございます。

この間、市や病院に直接寄せられた御意見も数多くあり、また市で母子手帳を交付された方々の御意見も、健康福祉部を通じて収集しておりまして、これらの意見を踏まえまして、真摯に検討した上で必要と判断した事項は、適宜反映させた上で、基本設計を進めているところでございます。

子育て世代から寄せられた御意見の例といたしましては、出産時に入院する病室の個室化、母子同室の希望、入院時に家族や子どもの面会ができるように、などの御意見がございました。これらの御意見も含め、周産期病棟の在り方を整理し、現在進めております基本設計作業に取り組んでいるところでございます。

また、先般臨時の常任委員会も開催され、議会で実施されました議会報告会において、参加者の議員の皆様方から、その報告会に参加された市民の方々から寄せられました御意見も確認させていただいたところでございます。

このように、議員各位を通じて寄せられた御意見も含め、多様なチャンネルにより寄せられた住民の皆様の御意見を踏まえ、新病院の整備事業を進めさせていただいているところでございます。

2点目の、将来の収支シミュレーションがまだまだ周知不足であり、このような状況下でも、令和8年の開院に向け進めていかれるのか。資材の高騰が進む中、一旦立ち止まり、市民の意見の吸い上げを再度行い、計画に反映させる考えはないのかということについてでございますが、これまでも市民の皆様の理解を深める取組といたしまして、様々な取組を行ってきたところでございます。

何をもって周知不足は解消したと受け止めさせていただけるのか、イメージし難い面は正直ございますけれども、引き続き広報紙やホームページ等を活用して、丁

寧な情報発信を行うことにより、市民の皆さんの理解を深めながら、円滑に病院整備事業を推進していきたいと考えているところでございます。

また、再度の市民意見の吸い上げとのことですが、先ほど申し上げましたとおり、これまでの市民意見に加え、議会報告会で出された御意見も常任委員会で御紹介いただく中で、基本設計を進めているところでございますので、また基本設計の前段階として、平面計画がまとまった段階で、市民の皆さんに何らかの形で情報発信することを計画もしております。その際に御意見を伺ってまいりたいと思っております。

4点目の設計業務受託者の選考に係る審査委員の選定はどのようにされ、技術提案の内容のどういった部分を評価して決定に至ったのか。市としてどこに重点を置いて審査したのかということについてでございますが、新病院の整備事業を進めるに当たっては、現在の病院のいいところ、悪いところなどを踏まえた上で、患者さんや御家族、医療従事者にとって、よりよい病院づくりを進めることが重要だと考えております。

そのため、病院の現状を的確に把握している病院職員と、建築分野に理解のある行政職員を選定しております。評価のポイント、重点につきましては、公募型プロポーザル方式、事業者選定の公告時にお示しをいたしました、宍粟市新病院整備基本実施造成設計業務審査基準及びプレゼンテーション等実施要領の審査基準に基づきまして、提案いただきました技術提案の適格性、独創性、実現性、期待度、見積金額などを総合的に評価させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） それでは再質問に入らせていただきたいと思います。

まず1点目の先ほど御答弁いただいたんですけども、市内の出産件数を出しますと、結構数がやはり市外の病院を選ばれている現状もあります。実際、昨年度市内で154名の出生数に対して105名が市内、総合病院を選ばれて、実際49名が市外を選ばれていると。

その中で、それ以外にも里帰り出産なんかもありまして、かなり数的には多いんだなというのを、私も改めて見ながらあるんですけど、その中で選ばれてるじゃないかというお母さんたちと、そういう話もしたんですけども、やっぱり、結局里帰りを選ばれた理由としては、親御さんが近くにいるとかそういう理由で、本当は姫路の病院行きたかったけども、そういうこともあるんですよという話を聞きながら、

なるほどなど。先ほど副院長のほうから話ありましたけども、やはり個室化の話であったりとか、食事の面とか、いろんな話が出てきてました。そういった部分は、私が聞いているのも本当にごく一部だと思うんです。

その中で、私自身やっぱりこういう人口減少という、宍粟市の最重要課題に立ち向かう上で、一番重要なのは、この周産期医療、やっぱり子どもが産み育てられる環境というのは、これはもう行政がしっかり守っていかないといけないんじゃないかなと。やはりその中で、子育て世代の声が反映されるような病院にしていきたいと思ってます。

例えば、先ほども言いました個室化の話もありましたけども、今回平面図参考に見させてもらった中では、大分個室の数が増えてるなという部分を見させていただきました。個室率を高めれば、床面積が増えて建設費の増加とかの問題もあるんですけども、逆にそういう選ばれる病院、そういったのをぜひ目指していただきたいなど。

私がこういう質問するのも、実際この間、この夏ですね、高知県の梶原町に行ったときに、その建築家の隈研吾さんの作品である雲の上の図書館、そういったものを見させてもらったときに、その地域の子が、ここすごいいいでしょうって自慢してくるんですよ。確かに、宍粟市はそういうの少ないなと。お母さんたちも、そこで子育てされてるお母さんたちが、たまたま行った私がいろいろ聞いてたら、すごい自慢してくるんですよ。ここいいところなんですと、やはりそういう思いで、やはりそういう世代の声がしっかり吸い上げられて、そういう憩いの場にしろというわけじゃないですけども、やはりまず市内で出産する人たちがもう総合病院を選ぶんだっていうような、そういう病院にやはりこのコロナ禍、今後収支シミュレーションなんかでも努力目標的な部分、患者の獲得という部分で努力される部分は多々あると思うんですけども、やはりその中でまず市内の人が選ぶような病院にしてみたい。

特にやはり宍粟市として、そこに思いを持って、子育て世代の思いを込めた市として、そういう子育て管理をしっかり整えていくんだという思いを持った病院にしていきたいなど。平面図が今から出て、フィードバックされるという話もあったんですけども、そこから、例えばお母さんたちが、そういう子育て世代の人たちが声を上げて、また反映されるような環境というのはあるんでしょうかね。

例えば今からそういう声を、副院長が先ほど言われて、いろいろ声聞いたから、それを今からまた出していこうとしてるけども、それに対してのまた意見が出てき

たときに、変更とかそういったのは可能なんですか。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 先ほど申しあげましたように、基本設計作業が基本的には2段階ぐらいで固めていくんですけども、その第一段階が、先般おおむね固まったということで、常任委員会のほうでも、少し御紹介させていただいたところでございます。

そういった今進捗状況でありますので、もちろんこれから市民の皆さんに公開する中で、いろいろ御意見が寄せられるかも分かりませんが、内容いかんによって反映するものは反映する。申し訳ないですけど、反映できないものは反映できないという形で、取捨選択させていただくことにはなります。

それと、議員がおっしゃられたように、宍粟市で母子手帳をもらわれてる方の、先ほどお話ありましたけど、約7割が総合病院で御出産いただいています。数年をたどっても大体70%強ということで、安定的にそれぐらいあります。

逆に言うと2割から3割が市外で御出産ということでありますが、なぜ市外で御出産されたのかというのを少し探ってみますと、里親の逆バージョンですね。もともと御出身が宍粟市でない方が、御自分の御実家のほうに里帰りされてる方、あるいは、姫路日赤なんかで御出産される場合、あそこは高度急性期病院で新生児科もしっかりしてるところなんで、いわゆる分娩開始の兆候のある未熟児さんとか、早産児、あるいは胎児の奇形が予測されるような方、そういう方は姫路日赤に行かれます。

また、個人病院は商売柄というのと、ちょっと語弊があるんですけど、土曜日も診察されてるところが多いです。なので、お仕事の都合で土曜日に診察に行きたいという選択肢を持たれてる方も一部ございます。それから、新病院では、ハード的には改善するんですけども、お部屋の中にシャワーやトイレがついている。そういうところがやっぱりいいなということで、選ばれる方もおられます。そういった辺りは、新病院ではできる限り改善していこうということで、今設計を描いているところです。

それと、ハードが全てではなくて、やっぱりソフトも大事、すなわち、産科のドクター、あるいは助産師さんがいかに妊婦さんに向き合ってるかということが、一つの大事なことであって、そういった面では我々しっかりと対応させていただけると自負しておりますので、その点についてもよく受け止めていただきたいなと思います。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） 当然先ほど副院長が御答弁いただいて、何となく情報、私も同じような話を聞いてるんです。ただその中で、もう少し今後、やっぱりしっかり患者さんといえますか、そういう家族、宍粟市何とか選ばれる病院をつくっていかうとなれば、いろんな声を拾い上げていって、それを反映させていただきたいと。やっぱり新病院に期待する声って、先ほど言われたようにハード面とソフト面と両方あると思うんです。

ただ、ソフト面は今後改善、当然今もやられてると思いますし、その中で今現在生まれてる人たちの、例えば満足度調査とか、そういったのもされてるんですか。今現在の例えばソフト面の部分で、今総合病院で出産された人たちがどういう意見とか、そこの何か思われた部分とか、そういうアンケート調査なんか、そういったのは今現在やられてるんですかね。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） アンケート調査という形では、年に1回患者満足度調査というのを、別に周産期病棟だけに限らず、病院全体として入院患者さんにしております。それとは別に、やはりそれぞれの病棟で退院時とか、あるいは入院時に、いろいろと寄せられる声というのがありますので、それを丁寧に拾ってそれぞれの病棟で分析してますので、周産期病棟においても、そういう対応をさせていただいて、おおむね入院されている方の退院時の感想というものは、把握しているというふうになっております。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） あまり細かい話をここでしても仕方ないんですが、ぜひ、そういう出産された方のお声なんかを拾い上げてもらって、次の病院に、ぜひこれを反映させていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、2点目のシミュレーションに対して、先ほど副院長のほうからも答弁いただきましたけども、正直この資材高騰が進む中で、私今回こういう質問をさせてもらってるのも、実際今このままいけば、YouTubeなんかも私も見させてもらって、次世代の負担はそんなにないですよ、というような発信されてますけども、ただ、そこに責任持つので、確かに努力目標的な頑張っただけの地域から患者をしっかりと獲得して、選ばれる病院になってやるんだという意気込みは分かるんです。ただ、10年後先を見たときに、当然副院長もいらっしやらないと思います。院長も変わられてると思うんですよ。そうなったときに、当然選ばれるような病院

にしていかないといけないわけですけど、もし何かがあったときのツケというのは、当然次の世代、支えていく人たちの世代のツケになってしまいますのでね。ですから、細かいシミュレーション、なかなか難しいと思うんです。

その中で、今回質問させてもらった、この公立病院の経営強化ガイドラインで、その中で都道府県の役割というのが示されているんですね。当然御存じだと思うんですが、その中に管内公立病院の病院施設の新設、建て替え等に当たっての助言という部分で、県の役割が示されているわけなんですけども、その辺りについて、今県が今のこの宍粟市の総合病院の収支シミュレーション見て、どういう助言をしてきてるのか。その辺りちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 以前にも申し上げたことがあると思うんですけども、地域医療構想の調整会議に、我々の病院の計画を上げる段階で、県のほうとも事前協議をした上で上げさせていただいてます。県のほうも基本的には当市の策定した計画は妥当であるということで、御理解をいただいています。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） ということは、菅原副院長も、もともと県の職員さんでいらっしやったわけですけども、県が今のシミュレーションに関しては、お墨つきをいただいているという認識で、私たちはよろしいんですかね。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） お墨つきという、ちょっと御趣旨がよく分かりませんが、妥当であるという判断はいただいています。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） 分かりました。それはまたそしたら、私からするとやっぱりこの地方自治体が、一自治体が、やはりこうやって国が診断されてるのも、自治体がこれだけのものを背負っていくって、これ非常に難しい部分、それを多分県も一緒になって責任持てよという部分で、こういうガイドラインを出されてるんだと思うんですけども、県がその辺しっかり見ていただいて、大丈夫だと言っているんであれば、安心はするんですけども。それが当然、今回の基本構想基本設計、そういったものを、当然、県のほうも見られて大丈夫だという判断で今進められているという認識でよろしいんですね。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） その設計の段階まで、ずっと最後まで

別に県がフォローアップしてるわけではありません。なので、その基本計画のレベルで判断してもらってますので、そういう意味で、基本計画レベルの内容につきましては、総体として妥当であると、こういうことで御理解いただきたいと思います。その図面の問題については、そこまでは一々関与はされませんので、それはもう我々の裁量の範囲と、こういうことであります。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） いや、ですから、今後人口減少が特に厳しいと見込まれる過疎地域の病院にあっては、収支見通し等について慎重な検討が必要であることから、都道府県が特に積極的に助言することが求められるようになってますけど、そこに対しては、都道府県から大丈夫だと言ってもらってるという認識でよろしいんですか、と聞いてるんです。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 御承知のとおり、ガイドラインはこの3月末に発出されております。我々が協議に行ったのはそれ以前でありますので、そのガイドラインに沿って云々といいますと、微妙なところはありますけども、当然のことながら、起債の問題とかそういうこともございますので、そういった意味で、兵庫県として事前に我々協議をして、御理解いただいているということでございます。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） ということは、今ガイドラインの策定が3月なんで、それ以前に基本計画できてるんで、今現段階の収支シミュレーションなんかは、県には示していないということなんですか、今現時点では。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 基本計画の中では、収支シミュレーションも含めて御承知のとおり構成しておりますので、その全体を県のほうでは御覧になっておられます。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） 分かりました。そこはまた、私もそれであれば、私も少し安心するんです。実際その辺りが、私こうやって言うのも、もしものときに責任を負わされるのは市民であり、特に本当に次代を担う世代が負担していかないといけない。そういった世代にやっぱりしっかり理解を求めて、進めていかないといけないと思うので、我々、私も、やっぱりその子どもたちに負担を残したくないという思

いはありますので、できるだけ多くの人の意見いただいて、進めていただきたいと思いますという思いがありましたので、質問させていただきました。確認しましたので、ありがとうございます。

続きまして3番目、過疎債の部分なんです。先ほど市長公室長からお話しいただきましたけども、過疎債、今のところの考えでは、過疎債の充当は考えてないという判断ですが、当然合併特例債なんかは、もうほとんどもうないんですかね。その辺りが使えるのか、その辺り。今のところは病院事業債1本でいこうという考えなのか。もし例えば、そこに市長、例えば増額を何とか取っていけるような動きを考えてるとか、そういったのはあるんでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭、市長公室長が御答弁申し上げたとおり、将来負担の軽減を図るといふ、こういう観点では、非常に重要なことでもあります。現段階では先ほど申し上げたとおりであります。申し上げたとおり、いろんな形でそういった財源対策として活用できるものがあれば、今後検討していきたいと、そのことが先ほどおっしゃったことにつながると、このように思っております。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） ぜひ、なるべくこの将来負担、財源負担が有利な起債の充当に向けて、やはりここはもう政治的な動き、これ重要になってくると思いますので、ぜひ市長にはそういう動きをしていただいて、有利な起債、過疎債、限られた財源ですけども、当然これも地方自治体、いろんな過疎地域の枠もありますので、ただそれが少しでもこっちに回ってきて、それらを充当できるような動きを、これ一緒になって我々も動けたらなと思っておりますので、ぜひお願いしたいなと思っておりますので、その意気込みだけお願いしたい。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） これまでも県の基本計画の段階からも、いろいろしてシミュレーションも含めて、先ほど副院長が答弁したとおりでありまして、国にもあるいは県にもトップセールスとして、いろんな形で今後も話していきたいと、このように思っておりますが、現段階では先ほど御答弁申し上げたとおりであります。基本的には繰り返しになりますが、将来負担の軽減を図る、その努力は当然私たちはやらなくてはならない、このように考えておりますので、そのように理解をしていただきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○ 8 番（津田晃伸君） あとコロナ禍で実際この整備時期を分散させながら、先ほどの答弁の中では、過疎債の充当は考えられてないということだったんで、もう基本的にはもう分散したりとか、そういう考えは今のところは、もう全く考えられてないということによろしいんですかね。

○ 議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○ 総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 津田議員のただいまの御質問なんですけども、ちょっと常任委員会でも似たような御質問が実はありまして、そのときにも申し上げたんですが、過疎債の当て込みを前提に、何ていうか年度を替えて、建設をこう分散してやるということについては、なかなか現実的には非効率と思っています。

財源の面でいえば、一理ではあるかも分かりませんが、一旦動いてる病院の中で、もう何年にもわたって工事がとんとん、かんかんやってるとするのは、あまりいい環境ではないですので、工事監理も含めてあまりベターではないので、やはり一括で整備するのがいいであろうということで、我々は考えておりますということで御答弁申し上げたわけでございます。

ちょっと同じ答弁になりますけど、よろしく申し上げます。

○ 議長（飯田吉則君） 8 番、津田晃伸議員。

○ 8 番（津田晃伸君） 私も委員会傍聴させていただいて、そうだろうとは思ってたんですけども、その際に委員のほうから出たんですけど、この複十字の設計も、長方形の設計もさほど変わらないんだという答弁されてたんですけども、そのさほどという、そのレベルが我々からして、聞いているほうからしたら、私も先般、教授に来ていただいて、いろいろ講演を聞かせていただいたときに、やはりローコストの建設そこを進めて、複十字の設計になると当然高くなるという話だったんですけども、そのさほどその金額的に変わらないという答弁だったんですけども、それが金額的にどれぐらいのものなのかなという、その辺お聞かせいただいてもよろしいですか。

○ 議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○ 総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） ちょっと今手元にデータがないんであれですけども、建築設計事務所のほうに試算をさせまして、もうほぼ同じだということで回答をいただいているところでもあります。

○ 議長（飯田吉則君） 8 番、津田晃伸議員。

○ 8 番（津田晃伸君） またその辺、詳細また委員会でも出していただければいいん

ですけど、ありがたいんですけども、実際、やっぱり私自身そういうローコスト、少しでもやっぱりこの建設コストを抑えていただいて、特に本当に選ばれる病院という中で、やはりその医師や看護師の充実、これ特に今人口が減って、看護師の確保なんかも、今ものすごく難しくなってきたわけですね。

やっぱりその処遇改善であったりとか、そういったことにお金を少しでも投資できるような、思いを持っていただきたいなと思ってるんです。少しでもそのコストを抑えて、やはり安けりゃいいというわけでもないですけども、やはり相対的なコストを少しでも抑えられるところは抑える。そういう思いを持って進めていただきたいなと。やっぱりそういう認識がないと、当然民間企業なんかですと、少しでもそういった、抑えるところは抑えて従業員に還元しようとか、やっぱり人が当然箱だけあっても、人がいないと運営できないわけですから、やはり患者にも選ばれる、働かされてる方にも選ばれる、そういう病院を目指していただきたいなと思ってるんですけども。

そういう思いを持ったときに、かけるところはかけていく、抑えるところは押さえるような、そういう思いを持った病院建設を進めていただきたいなと思ってるんで、その辺のそのさほど変わらない、あんまり変わらなかったんだという御答弁だったんでね、その辺がちょっと正直、我々一般の書で分からない部分があったんで、それに関して少し御答弁いただけたらなと思うんですけど。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） また必要であれば、具体の数字については後日報告させていただきます。当然のことながら、過剰華美な整備というものは念頭に全くありません。特に今の建設市場動向が御承知のとおり高騰している最中で、ある意味どういうんですか、何年か前と比べると、建築単価もかなりそういう意味で上がるんで、これはこれまでもずっと歴史的にたどっていくと、やっぱりそういうやっぱり流れというのは、必ず何年かおきにありますから、たまたまその建築年度がそういうところに当たったところは、それより数年前に建てたところと比べて割高になっているのも否めない事実であります。それは致し方ないなと思っております。

その中で、できるだけ交渉する、建設費を抑えるためのいろいろな工夫というのは、今設計事務所やコンサルさんも含めながら、知恵を絞っていろいろ考えているところでありますので、議員の御指摘のことは、もうごもっともでありますので、できるだけローコストで、安全安心な病院建築となるように努めてまいりたいと思

っております。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） ぜひ、この資材が今1.3倍ぐらいに上がってるんですかね。その中で、1.2倍から1.3倍ぐらい実際に高騰しているわけですけど、その中でこのまま、ちょっと前の質問に戻ってしまうところがあるんですけど、今のところは、枠の中に収まるという考えで、これが例えば今後上がっていく可能性とか、その辺りはどうなんですか。それも含めて少しでも当然落とす努力もされてると思うんですけども、それであれば少しちょっと時期を見て延ばすとか、そういう考えは今のところはないんですか。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 正直、今後の建設市場動向の先行きというのは、関係者の中でも不透明だというのは一般的な理解です。なので、どうなっていくかというのはよく分かりません。このまま横ばいになるのか、さらに上がっていくのか、それはちょっと誰も分かりませんし、仮に来年、再来年になったら下がってるのかといえ、何の保証もありませんので、そういった意味では、ある意味自然体でやらざるを得ない。とにかくベースが上がってるのは事実でありますので、その中でいろいろやりくり算段をして、いかに事業費を抑え込むかというのに、一生懸命関係者で頭をひねっているところでございます。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） 確かにおっしゃるとおり、これは本来来年上がるか、下がるか、これも当然さらに上がる可能性もあるし、逆に下がる可能性も、なかなか難しい部分あると思うんです。でも、これが当初の予算をちょっと大幅に上回るような話が出てくるのであれば、それはまたそれで市民の御理解もいただかないといけない部分も出てくると思うんです。

ですから、そういったのも含めて、まだまだ市民の方々に、周知がまだできてないんじゃないかなという思いも私もあって、こういう質問をずっとさせていただくんですけども、実際この庁舎建て替えのときなんかは、これ私も聞くと所管部局が担当して、自治会をずっと回って説明していったと。それに比べたら、その倍ぐらいの事業なのに、そういう説明会が少な過ぎるんじゃないかなという思いがあるんです。

担当部局、そのときは財務課が、確認すると財務課ですかね、そのときの部局が応援をいただいて、各自治体を回って説明に行ったという話だったんですけども、

それに比べると、今回の病院の建設に対しての説明、当然、でも今それ担当部局でやれという、今の職員さん、新病院のところだと人手が足りないですし、それに市長公室が連携してやろうとか、もっともっと周知していかないといけないとか、そういう思いを、今のところはもう十分皆さんに知れ渡ってるという認識なのか、その辺り市長いかがですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 副院長が答弁したとおり、これまでもいろんな広報を含めて御説明したとおり、周知を進めたところでもあります。何をもちって周知不足か判断するのか、非常に難しいところだと思います。お一人お一人というわけにもなかなかいかないも現実だと思ってます。

ちょうどこの新庁舎の建設は、私もその当時も合併協議の中で、非常にいろいろな課題、新たな合併に向かって進むときに、新庁舎の場所の位置の問題とか、あるいは規模の問題、それからいつ建てる、非常に大きな課題として新市建設計画の中でありました。それをもちって、庁舎をどこに建てててということは、建設計画の中で決めたわけでありますけども、具体的なことについてということで、可能な限り、それぞれの皆さんにお聞きしようということで、その当時はパブリックコメントであるとか、あるいはタウンミーティングであるとか、そんな手法がありませんでしたので、可能な限りのところに行こうということでありました。

そういうことで、基本的には今後も含めて、情報の発信には努めていく。これは非常に重要なことでもありますので、そのように考えております。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） その点に関しても、ぜひ、今後基本設計の段階で、やはりその中でこういう病院にするんだと、やはりもう少し市民の皆さんに理解していただけるように、どういうやり方がいいのか。当然ちょっと、ただ、今のこの病院事務局の人数だととてもじゃないですけど、私見ても無理だろうなど、そういう細かい広報的な部分ですね。それを病院部局だけで今進めようとされてますけども、そこはもうちょっと市長公室なんかがもっと連携して、そこを担っていくべきなんじゃないかなと思うんですけども、その辺り市長いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） おっしゃるとおり、今のマンパワーで十分足りているかというと、そうでもない、非常に職員も努力して、今の人数の中でそれは十分理解しております。そのことも踏まえながら、今後の進捗状況と合わせて、その問題は解

決してなくてはならないと、このように理解しております。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） その辺りぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

続きまして、プロポーザルの件に入りたいと思います。

先ほど副院長のほうからも御答弁いただいて、そういう評価基準だったり、審査委員の選定の基準についてもお聞かせいただきました。この審査委員の選定は誰がなされたのかなど。例えば、この検討委員会の中で、こういうメンバーでいこうとかそういう話があって、このメンバーを選ばれたのか。その辺りは審査員の選考方法ですね、そういったのは、どういうふうな基準、検討委員会の方にもお話されて選ばれたんでしょうかね。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 素案は病院で作りまして、市長とも協議をして決裁をいただいて決定しております。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） せっかく検討委員会の方いろいろな議論されたんで、その人たちがなぜ入らなかったのかなとか、そういう部分もあったんですけど、ずっと議論されたメンバーの方ですから、こういうお話をさせていただくのもですね。やっぱりこれ公開で今後やっていくべきなんじゃないかなど。

やっぱり、公開プロポーザル、我々も当然密室でやってますんで、今回のオリンピックの件もそうですけども、やっぱりこういう利権の道具になりやすいところも出てきて、そういう疑いが出てしまいますので、当然ないと思いますけども、やはりそういう徹底的なコンプライアンス求められるこの御時世において、やっぱりそういう疑惑の目が向けられないエビデンスを残すこと、これ非常に重要だと思うんです。

ですから、こういった今後の設計のプロポーザルであったりとか、そういった部分は、ぜひ情報公開と透明性が必要になってくると思うので、その辺り今後どう考えられるのかお聞かせください。

○議長（飯田吉則君） 富田副市長。

○副市長（富田健次君） プロポーザル審査の部分の情報公開というんですか、そういった部分なんですけど、今現在どちらかといえば公開というんですか、公表していく方向を向いて、担当部署で検討しておる、そういったところがございます。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○ 8 番（津田晃伸君） 我々もこれ議会の側も、新病院の検討委員会なんか立ち上げていろいろ議論して、実際このプロポーザル、この最後の設計のプロポーザルに関しては、我々は一切そこを見れずに、もう決まったことだけを受け入れる、受け入れざるを得ない、そういう状況でどういう審査がなされたのか、そういったのも、やっぱり見えないわけなんですよ。

先ほど御答弁いただいて、こういう基準を持って選んだという話もありましたので、それを信用せざるを得ないわけなんですけども、そういったものがきちんと公開されていけば、なるほどなという、そこもやっぱり市民の皆さんに見てもらわなきゃだと思っんです。

こういうこれだけの大きな事業ですから、こういう提案があって、この中で皆さんの思いを持って、こういう思いを持った病院をつくるんだという部分で、ぜひそういう業者から。今後、先ほど副市長から、その方向でという話だったんで、ぜひ公開して、皆さんにやっぱり関心持ってもらって、それでいい病院つくっていかないとはいけませんので、ぜひそうしていただきたいと思っんですので、よろしくお願ひします。先ほど答弁の中で、そういう方向性だということだったんで、安心しました。

それでは最後、包括協定について再質問させていただきます。

先ほど答弁があって、今後営業をかけていきたいという御答弁、市長公室のほうからあったんですけども、企業のこれは、ここの森林セラピーも含めてとなると、この営業活動的な部分はこれどこが担うんでしょうかね。市長公室さんか、その辺を聞かせください。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 従前よりその部分につきましては、御質問いただいたり、委員会のほうでもそういった質問いただいとところなんですけど、営業部の設置につきましては、こちらの市長公室のほうで行っております。

当然、営業活動をすることで、市内への交流人口、関係人口というようなことで、市内の循環を生むというところになってまいりますので、そういうところも含めまして、当然観光の関係、商工の関係というところも出てまいりますので、強いて言えば、どこがというのではなく、営業活動により市全体の活性化、活力につなげていくということがございます。ただ、この営業部というところではうちのほうで、市長公室で持たせていただいて、活動を続けておるといところがございます。

○議長（飯田吉則君） 8 番、津田晃伸議員。

○ 8 番（津田晃伸君） このメンタルヘルスの取組って、これ企業が今本当に、私以前もこれ質問で話させてもらったんですけども、企業としてやっぱり取組の中で、メンタルヘルスの取組ってどこの企業さんも、どういうことができるんだろうなど、いろいろやっぱり手探りで今されてるんですね。そういったところで、こういうまず凸版印刷さんと包括協定を結んだことで、一つまず形ができれば横に展開できますので、しっかりぜひ進めてもらいたいなという思いがあるんです。

その中で、もっとほかの企業さんも選ばれて、そしたら今まで森林セラピーいろいろお金突っ込んできて、投資してきた分がやっと回収できる。宍粟市のほうに帰ってくるんじゃないかなと、私すごい期待してるんですよ。

ですから、そこはそういう取組の中でぜひ進めていただきたいなという思いがありますので、その中で、今の営業部が今後動くのか。それを市長公室、当然市長公室と産業部が連携していかないといけない部分だとは思いますが、その辺の連携がうまくいくのかなとちょっと思ってるんで、その辺は大丈夫なんでしょうかね。

○ 議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○ 市長公室長（水口浩也君） おっしゃる企業への営業等につきましては、ここの凸版の健保さん以外につきましても、引き続き数社当たっておるような状況でございますので、そういったところも、すぐにそういった結びつくものではありませんけれども、そういった取組をしておるところでございます。

当然、森林セラピーの現場ということになりますと、しそ森林王国観光協会というところも入ってまいりますので、当然そういったところとも情報共有しながら、受け皿としての、ここに冒頭報告させていただきましたが、E-b i k eとのコンテンツを組み合わせるとか、そういったいろんな魅力あるものを創り出すというようなところも、当然連携しながらやっていく必要がございますので、情報共有しながら、また意見交換をしながらやっているという状況でございます。

○ 議長（飯田吉則君） 8 番、津田晃伸議員。

○ 8 番（津田晃伸君） 森林セラピーの利用者なんかははっきり言って全然伸びてないと、あまり伸びてないんじゃないかと思うんですけども、その辺が所管は産業部ですよ。やはりその辺、しかもそれやってるのが観光協会になるんですかね。だからそうなってくると、実際ほかの森林セラピーなんかと比べると、私もほかの地域の森林整備なんか見てみると、やっぱりガイドさんをばんと出されたりとか、ホームページからすごいやっぱり力入れられてるんですね。

そうみると、宍粟市のを見ても十分に魅力を発信できてない部分も大いにあると思うんです。それを今後どっちが担うのか。その責任の所在ですよ。こっちで営業は市長公室でやります、でも森林セラピーの中身のことは産業部です。でも、観光協会です。いや、これ誰がまとめるんだろうみたいなという部分がありますので、そこをもう少し一体化して、やっぱり進めていただきたいなと思うんですけども、市長その辺はどう思われますか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） この凸版さん等がいわゆる突破口、凸版さんのあれじゃないですけども、突破口として開いたところであります。第2弾、第3弾と、今いろいろな手を打って、このことについて対応しております。基本的には今の組織としては、市長公室がリーダーをしながら、それぞれ関係部局、あるいは外郭団体、あるいは、いろんなネットワークを構築しながら、それぞれうまく活用していかなくてはならないと、このように思っています。

したがって、ここ平成27年から森林セラピーができたわけでありますけども、打って出る手段として、これまでも議会からいろいろ御質問があったり、御意見があって、ようやく第1段階がスタートしたと、次の第2段階、第3段階と、こういうことで進めていきたいと。

特に企業さんも先ほどおっしゃったとおり、健康経営ということで、一番大事なのは職員あってこそその企業だと、あるいは人があってこそ、企業の経営が成り立つという考え方に大きく転換しておりますので、そういう波に我がまちも乗っていきたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） もう時間がないので、最後にさせていただきたいんですけど、実際、島根県飯南町なんか、これ森林セラピーなんかツアーみたいな感じで提案されて、企業さんの誘致に向けて、いろいろやられたりとかされてますので、ぜひ、そういったことも含めて、一泊二日で宍粟市に来てもらって、泊まっていたら、宍粟市のよさを実感していただけるような、そういうツアーづくりであったりとか、そういった提案をして、何とか宍粟市に企業さんの力をお借りして、人を呼び込めるような施策を展開していただきたいなと思います。その思いを込めまして一般質問させていただきました。

最後の御答弁で、意気込みをぜひどちらか、市長公室なのか、産業部なのか分からないですけども、ぜひお聞かせいただければと思います。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 議員おっしゃったところは、うちの課題といいますか、事実そうだろうなと思っています。これまでは森林セラピー、これ1本みたいな形だったんですけど、当然来ていただいて一泊していただくとか、2日目は違うものに体験いただくとか、そういうところが非常にまとまりが、少し準備が不足しておりますので、そういったところをしっかりと、今もプログラムを構築するというような説明もしましたけれども、そういったところをしながら、宿泊施設の関係もございまして、そういったところもいろいろ加味しながら、調整を進めておるところでございまして、そういった方向が出していけたらなと考えておるところでございまして。

以上です。

○議長（飯田吉則君） これで、8番、津田晃伸議員の一般質問を終わります。

続いて、大畑利明議員の一般質問を行います。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） おはようございます。10番、大畑でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回は先ほどやり取りがございました、新病院の情報公開についてほか、全体3項目の質問をさせていただきます。

病院当局とは、ふだん常任委員会でいろいろ議論をさせていただいておりますので、今日情報公開に関しましては、病院のほうからの答弁も限界があるということで、契約担当課のほうに答弁を求めたいと思います。

まず、現在進められております新病院の建設に関しては、基本設計業務などの説明責任や情報交換を、どのように進めていくかということでお伺いするわけですが、この間の病院建設の設計業務については、専門的な知識、あるいは実績のある事業者の支援を受けて、ローコストで高品質な建築を実現するんだということで、入札方式については、ECI方式というものを採用されました。

その受託者の選定というのは、一般競争入札ではなくて公募型プロポーザル方式、つまり価格競争を行わない随意契約ということで、業者が決まったわけでございます。価格競争の結果で契約の相手方を決めるのであれば分かりやすいわけですが、価格競争でなく、契約の相手方が決まるということになれば、先ほども議論がありました、審査の過程や決定について、どのようなことが最終決め手になったのか、この辺の公平性、透明性、その説明が求められると思います。

その観点で、病院建設のCM、コントラクト・マネジメント業務、あるいはECI方式に携わる業者の選定について、情報公開の在り方と、もう一点は、今現在進めておられるECI業務の遂行に当たっての説明責任、情報公開、どのようにされるかということで、二つ切り分けて聞いていきたいと思えます。

まず、最初の業者選定に関してでございますけれども、先ほども審査基準に基づいて、審査を行ってきたというお話でございましたが、こういった評価がされて、業者が決まっていたのかということについての公表は不十分でありました。

この公開が不十分な原因が、今の契約に関しての市のルールにあるのではないかと思います。私はプロポーザル方式による、この受託候補者の決定という特定する場合の手続というのは、一定ガイドラインを定めるとか、契約の公平性、透明性、あるいは客観性を担保するような方法というものが、必要ではないかと考えております。

先ほど副市長の答弁で、その公開について、公開の方向で検討するという答弁がございましたが、もう少し深掘りをして、現状での改善点がどのように思っておられるのか、そして今後どのような方向性を考えておられるのか、それについてお伺いをしたいと思います。

二つ目には、基本設計、今も中間報告がされておりますけれども、これの情報公開の問題です。

概算事業費として約93億円という巨額の費用が投入される建築工事でございますので、どのような基本設計が行われているのか。あるいは、また今後実施設計に入る前の段階で、工事施工予定者が発注者側にどのようなローコストの提案をされていくのかということは、これ誰しも関心があり、非常に市民も含めて関心の高い問題だろうと思えます。

市民と情報を共有していく、先ほど情報提供と言われましたけれども、情報を共有していく。そういうことによって、納得と理解の上で、病院建設を進めるのが本筋ではないかと私は考えますが、いかがでございましょうか。

自治基本条例にうたわれる参画と協働のまちづくり、まちづくりの仕組みとして、市民の知る権利を保障する様々な規定がございますが、それを具体的にどのように実践をされようとしているのか。病院建設に関する基本設計、あるいは施工予定者の提案の公開など、公開のルールの改善点、今後の方向性があれば、これも契約担当課の見解をお伺いをしたいと思います。

二つ目でございます。実践型雇用創造事業の返還金問題の解決についてござい

ます。

この不正受給問題とありますが、これ一向に解決が図られません。返還額は、労働局に確認をいたしました。9月1日現在、約3,100万円まで膨れ上がっております。問題なのは、加算金と延滞金含めて約746万円になっているということです。市長は、返還金について公費を負担をしない、3期目で解決の道筋を示すと、公約をされました。今どのようにされているのでしょうか。6月の一般質問でもこれを取り上げましたが、それ以降何をされてきたのか御説明ください。

この問題は、問題の発生原因には、市及び市長の理解不足やチェック体制と責任感の欠如があったというふうに、検証委員会からも厳しい指摘がされております。そのように指摘されても、返還金問題が一向に解決されない原因、これ一体何があるんだらうと、いろいろ考えてまいりましたが、私は行政がいつまでも被害者であるかのような認識を持っておられるところに、大きな問題があるのではないかとこのように考えています。

平成31年3月7日、私はこの事業に入る前に幾つかの懸念があり、一般質問をさせていただきました。そのとき市長、担当部長が答弁に立たれました。適正な事業推進と、進捗確認は、市が責任を持つとおっしゃった。また、不正が起きないように、しっかりと会計処理と、そのチェック体制を整えると答弁をされました。その答弁に責任を持って対処をしていただきたいと思います。

返還金について、市税は投入できない。返還額は日ごとに増えます。このまま問題を長期化させるわけにはいかないとはいいますが、問題解決に責任を持つ当事者として、行政職員として、今日どのようにお考えなのか、いつも市長に伺っておりますが、今日は行政職員、担当部長含めて御答弁をお願いしたいと思います。

三つ目、最後でございますが、公園などの遊具の安全管理について質問いたします。

遊具に関する事故防止と安全管理の強化は、重要な問題と考えます。国土交通省が調査で全国の都市公園などに設置されていますブランコや滑り台などのうち、約18.5%の遊具が修理や撤去の対象であったり、あるいは全遊具の49.7%は、設置から20年以上が過ぎているということが報告をされております。この調査対象となった宍粟市の公園の現状はどうだったのか、お伺いをします。

また、市内の都市公園及び都市公園以外に設置されています遊具等の安全管理、点検や管理や啓発、そういうものですね、それと学校園所などにもたくさん遊具があると思いますが、そういうものに対する安全管理の指導などについては、どの

ようにされているのかお伺いしたいと思います。

安全管理に関する指針があるようであれば、その指針についてお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問とします。

○議長（飯田吉則君） 大畑利明議員の一般質問に対し順次答弁を求めます。

水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 大畑議員の実践型雇用創造事業、返還金の解決についての御質問にお答えをさせていただきます。

実践型雇用創造事業の不適切支出に係る経緯、経過につきましては、御質問のとおり、検証委員会を設置いたしまして、この事業への市の関わり方や、今後同様の事業形態があった場合の関わり方、また市民への信頼回復、再発防止等について調査・審議を行っていただき、答申を受けたものでございます。

不適切支出が起きた原因につきましては、この事業の理解不足、協議会設立に当たっての調査・検証不足、あるいはチェック体制や事業内容の理解不足などの御指摘をいただき、今後同種の事業への対応等については、事業のチェック方針等を定め、再発防止に努めているところであります。

御質問の問題解決を図ることにつきましては、雇用創生協議会として返還について、構成員との協議というところが今課題となっておりますと考えておりますが、その取組につきまして、行政として今後も関わっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 私のほうからは、新病院建設に関する基本設計及び施工予定者の公開についての御質問にお答えしたいと思います。

プロポーザル方式における公開状況につきましては、これまで提案内容の保護等の観点から、その多くの項目について非公開としてきたところでございます。しかしながら、先ほど議員がおっしゃいましたように、プロポーザル方式の透明性、また公平性をより確保するといった観点からは、これまでの公開のルールを見直す必要もあるんであろうと、こういうふうに考えておりました。現在総務部としてその内容の検討に当たり始めたところでございます。

検討に当たっては、他の自治体の事例等も参考にしながら、宍粟市におけるプロポーザル実施に係るガイドライン、これの策定を進めたいとこのように考えており

ます。あと設計内容の情報共有等につきましては、設計業務については日々これは内容が変わってくるようなものでございますので、これを常に公開というのは非常に混乱を、かえって来すようなことにもなりかねないということもありますけれども、ある程度固まった段階とか、一定の時期には情報共有の意味も込めて公開をするべきだと、このように考えております。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 私からは、公園等遊具の安全管理についての御質問にお答えいたします。

遊具に関しましては、小さなハザードが重大な事故につながるものが報告されております。よって議員のお考えのとおり、遊具の事故防止と安全管理に関しましては、大変な重要なことと考えております。

御質問の国土交通省調査は、令和元年度末時点の数値と捉えておりますが、本市都市公園9か所のうち、6か所に遊具の設置があり、遊具は合計で40基でございました。中でも、平成8年に設置された滑り台1基を点検結果に基づき、安全確保措置を実施しております。

また、遊具の設置経過年数につきましては、調査時点で、10年未満が13基、10年以上20年未満が14基、そして20年以上が13基で、20年以上経過している遊具につきましては32.5%でございました。

都市公園及び都市公園以外に設置する遊具につきましては、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針や、公園施設業協会の基準に基づいて維持管理しておりまして、随時行う日常点検や、年1回の専門業者による定期点検をもとに、安全管理に努めておるところでございます。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 私からは学校園所における遊具の安全管理についての御質問にお答えいたします。

学校等に設置している遊具の安全点検は、学校保健安全法に基づき実施していません。同法では、学校へ学校安全計画の策定を義務づけており、学校環境の安全確保が定められています。また、市立保育所については学校施設を準用し、宍粟市立保育所安全管理危機管理マニュアルを策定し、安全確保に努めています。

具体的には、各学校園所では遊具を含めた施設、そして設備の安全点検を毎学期に1回以上実施し、またこの毎学期ごとの点検以外にも、担当教職員による日常的な点検を行い、異常が確認された場合には、直ちにその遊具の使用を中止するとと

もに、教育委員会へ報告をいただいているところでございます。

また、この学校による点検以外に、専門業者による点検も定期的に行っております。老朽化するなどして、危険度が高いと判定された遊具を計画的に更新しているところでございます。さらに、学級指導の中で、遊具の安全な使い方を児童に指導するなどして、安全管理と安全教育の両面から、事故の防止に努めているところでございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） それでは再質問させていただきたいと思っております。

質問の順番でいかせていただくわけですが、まずは情報公開の関係について、先ほど総務部長のほうから、公開ルールの見直しをとという答弁をいただきました。中身については、今後ガイドラインを作成するというところで、一応私もそのことについては異議がないわけでございますが、この病院建設という大きな事業に関わって、公開のことを強く求めておりますので、いつ頃までに、こういうものを整備されようというお考えでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 今、担当部のほうで案を策定をしておる段階でございます。したがって、これの内容の整理、精査というもの、時間がある程度は必要でありますけれども、当然病院のプロポーザルも視野に入れた、当然このガイドラインができれば、このガイドラインを基準にプロポーザルを実施するというところで、できるだけ早くということで策定を進めたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） できるだけ早くということで、明言されませんでしたけども、病院のプロポーザルと関連してということでございますので、早期に期待しておきたいと思っております。

市長にここでちょっと認識を伺うんですが、この情報公開というのは非常に重要だと思います。先ほど津田議員のときにも、これだけ大きな事業に対して、庁舎の建設のときに比べたら説明が足りないのではないかという、その答弁に対して、当時はパブコメとか、いろんな民主的な手続がまだ整備されていなかったもので、丁寧に説明に回ったというふうにおっしゃいました。それは非常にいいことだと思いますが、その後、自治基本条例ができました。さらにもっと、より住民自治を実現していこうではないかという条例をつくったわけでございます。ですから、その以前

の法整備が不備なときよりも、より公開、公平性、透明性というのは高めなければいけないんじゃないかと私は考えております。

それに関して、今後情報公開の部分を変えていく上において重要な認識になるうかと思っておりますので、自治基本条例ができたことによる市民への知る権利の保障とか、情報公開をどのように考えておられるのか、ちょっと認識をお伺いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭おっしゃった津田議員の御説明の中で申し上げたのは、経緯、経過の中でそういう状況だと、大畑議員も時代的な状況はよく認識されておると思います。例えば担当部長が申し上げたとおり、いよいよガイドラインをできるだけ早くして、そういったこと、基本的には自治基本条例の、いわゆる宍粟市における憲法でありますので、情報公開もその趣旨にのっとり、私はやらなくてはならないと、その認識はそのとおりであります。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 特に市長のほうから、リーダーシップを取っていただくようにお願いをしたいと思っております。

少しちょっと総務部長にお伺いするんですが、私いろいろ調べてきましたが、今回公募型プロポーザルという方式を採用されたわけですが、ちょっと要綱をよう探さなかったんですよ。見つけたのが宍粟市の指名型プロポーザル方式という要綱を見つけました。ここには指名型ですね、要するに入札審査会が指名する方によるプロポーザルなんですが、今回は一般公募のプロポーザル。どこの規定に基づいてされたんでしょうか。ちょっと後で申し訳ないんですけど教えてください。

○議長（飯田吉則君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 市の実施するプロポーザルについては、随意契約ということになりまして、そのガイドラインであるとか要綱というものが従来定めておりませんでした。その中で随意契約という考え方の下に、それぞれの各担当部署においてプロポーザルで実施をしてきたという経緯でございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 指名型は要綱をつくっておられるんですけども、公募型は要綱は必要なかったという解釈ですか。

○議長（飯田吉則君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 今現在の指名型のプロポーザルについては、病院の医療機器等の購入当時のために、要綱を整理したものという認識でおります。したがって

まして、その他一般的なプロポーザルに対しての要綱というものは、特には策定をせず、各担当部の執行によって、随意契約で実施をしてきたということでございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） それでは、今後の公開のルールを見直しをされる上で、何か御質問をしたいと思うんですが、その審査基準に関して、いろいろ評価をされる委員というのは、行政側の職員、あるいはその、例えば今回でしたら病院側のお医者さんでありますとか、関係者が委員会を構成されておりますけども、他の事例を見ますと、その審査が当事者同士が行うんじゃないくて、一定額以上については、学識経験者、専門的な知識を持っておられる外部委員というものを、審査委員に加えるというようなこともされておりますが、そういう客観性を持たすというお考えはあるでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 審査委員の外部委員の選任というところにつきましては、御承知のように先ほど申されたように、市がプロポーザル実施する場合は、いろんな何十万円、100万円程度のものから、今回の病院のもの、いろんな金額も様々でございます。求める内容も様々でございます。

したがいまして、今策定しとるプロポーザルは、市が一般的に行うプロポーザル全体の基準とする中で、ある程度金額で縛るのか、その辺も含めまして、外部委員についても検討しておるところでございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 分かりました。ぜひ客観性も出すような意味において、全てとは言いませんが、一定予定価格が高額になるようなものについては、外部委員を入れるとか、そういうことも検討いただきたいと思います。

それから、先ほど言いました指名型プロポーザル方式の中にも、重要なことが書いてございまして、今の段階でも、公平性、透明性、客観性を期すために、この8条の4号に、業者から出されてきた企画提案書に対して、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがあると書いてあるんです。ここまではっきりと公表のことがうたってあって、なぜ現状できていないのかというのが、やはりこれに対する具体的な例示を定めていないからだと私は思ったわけですが、これが恣意的にならないために、先ほどガイドラインを示すとおっしゃいましたが、この辺りをどのような方向でつくろうとお考えなんでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

○議長（飯田吉則君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） これまでのプロポーザルにつきましては、原則非公表ということで進めてきました。これにつきましては、企業の独自の提案であるとか、そういったものには秘密の事項等が含まれておる、そういったこともある中で、非公表を約束する中で提案をいただく、こういうことから非公表にすることによって得られる情報というものも少なくないと、このように考えております。また、そういった提案が業者の選考の決め手の一つになることもあろうかと思えます。

一方で、先ほどからおっしゃられてますように、透明性や公平性を確保するためには公表と、公表することによって、逆にそういった企業の独自の他の同種の業者には知られたくないような情報というのは、逆に提案がしにくい状況になってくるということも、危惧をされるところでございます。

したがって、そういったことも含めまして、基本的には公表できるものは公表していくという方向で、今検討をしておるところでございますので、その点御理解いただきたいと思えます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 先ほど部長おっしゃった、そこが論点なんです。非常にね。やっぱり市民が知りたいところ、今回の病院事業なんかについても、特に基本設計がどういう議論が交わされて病院がつくられていくんだらうか。ローコストで高品質のために、こういう方式で業者を選んだというふうにおっしゃって、今設計業務が行われておりますけども、要はどういう提案が行われるかということ、非常に関心が高いわけですね。

ところが、今言われたように、非公開にすることによって、よりよい情報が得られるという認識があれば、そこは非公表にするというふうにおっしゃってるように聞こえてくるので、ここは論点で、結局公開ルールを定めていくと言われても、一番僕らがというか、市民が納得する上で得たい情報というのが非公表で、公開されないことになっていくんじゃないかと思うわけですね。今回いろんな業者の基本設計から実施設計にいくまでに、設計だけではなく施工業者のVE提案も受けると、VE提案、つまりコストダウンを図るために、こんな方法があるという各社の得意な分野を提案していただいて、そして受注者がそれでいいだろうというところで選ばれるわけですね。

ここはどういう提案がよかったのかというようなことも、やはり市民の知る権利じゃないかなと思うんですが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 先ほどから申し上げておりますように、案を策定しております段階でございます。基本的には公開できるものは公開をしていくという考え方の下で、公開する項目であるとか、時期であるとか、そういったことも含めて、当然こういった大きな病院であるとか、庁舎については、プロポーザルを公開で実施されておる例もございますので、そういったところも参考にすることで策定を進めたいと、このように思っております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 副市長にもお伺いします。

入札審査会の座長をされてると思うんで、重要な位置におられると思うんですけども、今言われたように秘匿性によって、よい内容、提案をもらいたいみたいな思いも、それはあるかもしれませんが、一方で、やはり透明性が必要というところで、こういう随意契約されたものについては、できるだけ公開していこうという、そこはざまにあると思うんですね。今、原則公開でありますけど、不開示情報というのが情報公開条例の中にあって、そこが7条でしたかね。そこに、今部長がずっとおっしゃってるところがあるんだと思うんです。

今回であれば、民間の企業の公の権利とか、競争上の地位とか、あるいは利益とか、そういうものを害するおそれがあるものは原則不開示やと、開示したら駄目だということが条例上決まってあるわけですね。ここを、単純に読んでしまうと、法人の権利とか競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものといったら、何も見せたらあかんように受け取れるんですが、これ国の判断基準が示されています。これについて今の市の考え方はどのようにあって、ここをどのように考えていこうとされてるのか。もし答弁できたらお願いしたいんですが。

○議長（飯田吉則君） 富田副市長。

○副市長（富田健次君） これまでも総務部長のほうで答弁させていただいたところなんですけど、このガイドラインをつくるその目的というんですか、趣旨については、プロポーザル方式による契約の公正性や透明性、客観性を担保すると、そういったところを目的とさせていただいてるところなんですけども、先ほど大畑議員からございました、その公開することによって、企業の権利や競争上の地位とか、その他正当な利益を害するおそれの場合、こういったことの扱いについては、今後そのガイドラインを作成する中で考えていきたいなとは思いますが、本当にその権利や競争上の地位を侵すおそれがあるといった場合には、現時点では非公開かなとは思

っておりますけども、今後検討していくということでございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 少し国の判断基準も御紹介させていただこうと思うんですが、競争上の地位というのは、営業を営む公正な競争関係における地位、それからその他正当な利益というのは、ノウハウであったり、法人の事業を営む個人の運営上の地位とかというふうに、広くあるようでございますが、問題は害するおそれというところの解釈が、いろいろあるようございまして、最終的には憲法判断になるんだと思いますが、これは単なる確率の可能性ではなくて、法的保護に値する蓋然性が求められるというふうに、国は述べております。当然、その利益を害するということが、はっきりしないと駄目だというふうに言ってるわけで、ここに少しまだ解釈の余地が僕はあるんじゃないかなとは捉えております。

例えば、私たちが工場見学なんかをさせてもらったときに、企業はどんどんこういういい物をつくっているというPRされると思います。しかし、ここからは企業秘密ですからというふうに、見せられない部分もあるかと思えます。ですからPRされる部分と、それから完全に企業秘密の部分は切り分けないかと思えますし、そこは市民の皆さんも、全部見せろとはおっしゃらないと思うんですね。そういうことをよく考えていただいて、ここのできるだけ公開していくというふうに考えていただきたいと思うわけです。

今回、今行われています基本設計の業務から、それから今後VE提案とか、サウンディングマーケットとか、いろんなことをやられていきますが、そういう業者から提案されることについて、本当によい病院を市民とともにつくっていこうという視点から、しっかり見せていこうという、そういうふうにお考えはできないでしょうか。それをちょっと市長に見解を求めたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 後段、大畑議員がおっしゃったように、やっぱり市民と皆さんにもよい病院をともにつくっていこうと、この考えはそのとおりだと思っております。副市長が説明しましたとおりでありますけども、本当に蓋然性の問題をどう捉えていくかということ、非常に難しい部分もあるんですが、基本的には公開できるものについては、公開は私は原則だとこのように思っておりますので、今後、ガイドラインのところで十分担当部局も進めていきますので、その結果も見ながらしっかり判断をしていきたいと、このように思っております。

ただ、おっしゃったように、これまで私も直接関わったことはあまりないんです

けども、企業の皆さんがPR、どんどんこれをして、こうやっていきたいということ、まさに企業秘密、特許の問題、いろんな問題があるわけでありましてけども、その辺りは非常にナイーブなところもあるんですけども、しかし、基本的にはやっぱり市民の皆さんとともに、本当によい病院をつくるんやと、つくってよかったなど、そう思ってもらえることこそが本来の目的でありますので、その目的を損なわないように努力したいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 今病院の建設をめぐっては、いろんな意見の対立もあったり反対もあったりすると思いますが、決してそのことは悪いことではないと思います。そういう意見の違い、あるいは対立する部分をいかに調整して、合意形成を図るかというところが、これが市長の手腕だろうと思いますので、ぜひ、今おっしゃったような方向で、みんなでいい病院ができたなというふうに、あるいは納得ができる病院が建つという方向性に向けて、御努力をいただきたいと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 言葉としては対立とおっしゃった。私は対立というふうには認識しておりませんで、いろんな考え方があって当然のことです。しかしどなたの、いろんな方々の御意見をお聞きしても、いい病院をつくるんなら、せっかくみんなで病院をつくるんやと。それから可能な限りの情報は提供してくれ、このことですので、そのことを念頭に先ほど来のおり、答弁のおり、この透明性を確保するためにも努力していきたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） よろしくお願ひします。少し病院の情報公開のところから離れまして、雇用創生の話に移らせていただこうと思うんですが。

やはり何もされていませんね、この間、3か月間。先ほども言われたやっぱり雇用創生協議会に解決を委ねてるような答弁が、水口室長のほうからされましたが、私が投げかけてるのは、行政職員の責任をどういうふうに果たそうとされてるんですかということをおっしゃるんです。

ふだんこれだけの不正があって、返還金が国に返さなければいけない。最終的には市が責任持たなければいけないということが決められていることに対して、行政職員は何もしなくていいんですか。だから、具体的に協議会が実際は事業委託を受けたということかも分かりませんが、私が言いました、私平成31年3月になぜこれ

を言うかというのは、議長をされている飯田議員が委員長をされてましたから、会派で、委員会での調査も、それから一般質問でも不正が怖いと。だからしっかりやってほしいという、そういう立場で、事前に何回もお話してるんです。

で、最初のこの事業に対する政策決定の在り方や、市の責任について質問しましたら、市長は、この市の責任については、事業の執行状況について情報共有を図り、適正な事業推進が図れているか、進捗確認を行うために、関係部課長による推進会議を設置、開催をしていくんだというふうにおっしゃった。

二つ目、何か不正があれば、市が責任を負うということになっているけども、大丈夫かという質問を私いたしました。その認識を持っていると、しっかりとした会計処理、またそれをチェックする体制を整えらるとおっしゃった。これ、こういう答弁ね、私たちここで3か月に1回、30分しか時間いただけない。本当に貴重な時間を、1分1秒を大切にしようとしてやろうと努力してるんですよ。皆さん答弁されたんだったら、それで責任持ってくださいよ。道義的責任がありますよ。

何もしてない。そのことを言ってるんです。協議会に任せてるとか、他人ごとになってませんかというのを私言ってるんです。1日にちょっとでも部長が集まって、あるいは企画調整参事という方が2人もいらっしゃるんでしょう。当時携わった人が。その方がどういう解決を図っていかうかと、市長に税金を払わせたりしないために、どう解決しようかということ、真剣に毎日考えていくべきじゃないんですか。

それがされていないのはなぜか、ずっと私考えてるんです。これは他人事だということしか考えられないんです。行政職員の職務を放棄されてるとしか思えないんです。行政職員になれるときに、室長、宣誓をされましたね。私もしました。どのように宣誓されたかおっしゃってください。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 公務員になるための宣誓ということで、要旨としましては、国民のため市民のために尽くしますという内容です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） もちろんそうですけども、重要なところは、全体の奉仕者として働くということです。一部の奉仕はしては駄目ですという、それに基づいて、職務に専念するということを誓ったはずですよ。全体の奉仕者ですよ。なってないじゃないですか。そういうふうに職務に。だから市長ね、庁内にいつも何かいろんな会議つくったりプロジェクトつくったりされます。これの解決に向けて何か策を打

ってくださいよ。いかがですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 6月以降何もしてないということで、私は協議会の会長としても、国ともいろいろお邪魔したりして話をしております。ただ現実には、実態は、解決に至ってないと、こういうことであります。先ほど担当参事やいろんなお話が出ましたが、私は行政職員としても、いろんな形ではいろいろ検討していただいております。このように認識しております。再度その確認をしながら進めていきたいとこのように思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 何かやったとおっしゃるんだったら、はっきりこういうことをやってきたというふうに言ってください。何が解決に至っていないかということをおっしゃっていただきたいと思います。水口室長は、当時この3,500万円の不適切あるいは不正の監査をされてるはずですよ。一つ一つ積み上げてこの金額になって国に報告されてるはずですよ。国がそれを不正、不適切と認めて返還を求めていてると思います。一つ一つ積み上げていかれたのであれば、その一つ一つに対して潰していかなければいけないじゃないですか。返還を求めていかなければいけないと思いますよ。それが行政職員としての責任じゃないですかということを私は言ってるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 私が行いましたのは監査ではなくて、事業の精査ということで、それぞれ最初に申しましたけれども不適切支出がある。いわゆる事業委託を受けました中で、こういったものに使ってもいいよ、こういう事業をしましょうねというところから外れておると、そういう中身の精査をさせていただいて、兵庫労働局、国のほうと協議をさせていただいて、事業の確定をさせていただいたというところがございます。

その分について、しっかりと積み上げたものが返還金ということで来ておる状況でございますが、個々一つ一つに、これを返還を求めるようなものではございませんので、事業として成り立ってないところが、不適正支出であるということで返還要求があった、返還請求があったということでございますので、もちろんそれにつきまして、返還していくべきところの取組をするということでございます。

なお、先ほど冒頭申しました協議会がするという意味では、協議会は解散しておりませんが、事務局機能は失われておりますので、当然こちらの市のほうで私のほ

うが関わっておるということで、そういう意味で申し上げたところでございますので、決してその事務局で全部とか、そんな話ではございません。行政も関わっておるということで、御理解いただきたいと思えます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 経過について、不十分だったということは十分理解してまします。皆、市民の方思っておられると思えますよ。どうするんだろうと。市長も3期目で道筋を示すと言われて何も示されない。どうするんだろうと。税金を使わないということを表明してるしということなんですよ。

ですから、そこは行政職員がもっと汗かかなあかんのじゃないんですか。何か他人事に聞こえるんです。だからこういう不適切なこんなところがあったって、チェックだけして、返還求められて、それが責任は誰々にあるんやから、しかしそこの話が全くうまく進みませんので、というふうにおっしゃってるだけです。

これ市が最終的には責任持たなあかんのですけど、どないされるんですかね、これ。本当に。議会も分からないんです。本当にどう解決するかという。だから一生懸命言ってるんです。まずは、一旦何らかの手を打って返すべきですよ。そして加算金延滞金が740何万円も膨れ上がっている。このことを、これ毎月20万円ぐらい増えていくんですよ。これをまず止めないけませんよ。何ぼでも増えていって、将来的に皆さんに損害賠償請求いきますよ。

ですから、どこかで止めて、もう少し軽くせなあかんのじゃないですか。国に負けてくれ言っても負けませんよ、国は。ですから、そのことに対してもっともっと真剣に考えてほしいわけですよ。今日は行政職員の皆さんに言ってるんです。市長公室長という公室をつくられて、市長の側近皆集まられた。そこに当時の部長をしてた人たちも、調整参事で2人も残ってる。これ何のため残ってるんですか。解決するために、そこにいらっしゃるんじゃないんですか。私はそう思ってたんですけどね。一向に進まない。

何かもうずっと私責めてる、責めてるって皆から言われるんですけどね。答えてくださいよ、しっかりと。これ一般質問でやり取りしないと駄目なんで、本当にどういうふうに関解決されますか。御答弁ください。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） まず参事のことにつきましては、当然この部分は従前関わっていただいた方が残っていただいておりますが、それは結果としてという部分もございますので、現の参事につきましては、人口減少対策、あるいは市内の

いろいろな新規事業施策の調整といったところを十分担っていただいておりますので、そういうところも当然あるということで、それだけのためだけに残っておるといふことではございません。

また、返還につきましては、非常に頭の痛いところなんですけど、当然協議会としても法人格のない任意の団体ということで、資産もございませんので、返還する原資がないというところで、これにつきましても従前説明しておりますとおり、法的な措置ということも踏まえた中で、解決の糸口というところを探ったわけなんですけど、結果としてそれにつきましても、不起訴ということになりましたので、なかなか糸口が見つけれられず、ここにきておるといふところでございます。

また、立て替えというようなことにつきましても、当然そういった原資があるわけではございませんので、なかなかそういった御提案いただくような方法は取りにくいというのが現実でございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） そのことをずっとこの間繰り返してきてるわけですね。でもいいかげんに、市長も顧問弁護士というか、市長の顧問弁護士じゃありません、市の顧問弁護士がいらっしゃるね。これ税金使ってやってるはずなんですよ、弁護士に対してね。ですから、そういうところに相談をなさってると思うんですけども、いろんな手を使って一日も早く解決する方法をきちっと示してください。そういうふうにおっしゃって実行しないというのが、この間なんです。これ以上何も言うことは私ないんですけど、今日言いたかったのは、この間不正を行った人に返してもらおうという、何か他人事のようにおっしゃってたことから、やはり自分たちの問題だと、自分たちがちゃんとチェックしていれば、会計チェックも行っていれば、こういうことは起こらなかつたんだということを、もう一度肝に銘じていただいて、自分たちの力でこの問題を解決しようというふうにお考えいただきたいんです。どうでしょうか。最後市長、お答えいただいて私の質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） かねてから申し上げておりますとおり、私は市長でありますし、この協議会については会長であります。市長の責任と市長のやるべきこと、それから協議会の会長として、この問題の解決を図ってきた。この責任を決して回避するつもりはありません。何もしてないわけではありませんが、現状は今何もないと同じことです。さらに先ほどおっしゃったことを踏まえながら、努力をしていき

たいとこのように思います。

協議会の会長として、一日も早くこの問題は解決したい、このことは思っておるところであります。現状としてなかなか進んでおらないところがありますので、大畑議員おっしゃるように、市民の皆さんもいろんなことをおっしゃるかも分かりませんが、決して何もしてない状況ではないということだけ、ただ今言える状況にはないと、こういうことでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） よろしくお願ひします。もう時間ありませんが、3番目いく時間ありませんでしたが、公園の事故が起きないということのために、ぜひしっかりした管理を徹底していただきたいということをお願ひして、終わりたいと思ひます。

○議長（飯田吉則君） これで大畑利明議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ここで11時25分まで休憩に入ります。

暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時25分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、山下由美議員の一般質問を行います。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

まず1番目といたしまして、学童保育の充実を。

学童保育におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の臨時休業中も、保育所と同様に原則開所を求められ、保護者の就業等を支えてこられました。

宍粟市学童保育の柱におきましても、児童の健全な育成を図ることが明示されております。指導員の労働条件と配置基準、広さや子ども集団の人数規模について改善を図り、子育て支援の充実を図っていくべきではないのか。市長にお伺ひいたします。

2番目に、外出支援サービス事業について。

外出支援サービス事業につきましては、外出が困難になったという利用者の意見

を多数聞いております。改善されないままでありますが、どのように考えているのかを伺います。また、市が国土交通省の認可を受け、ワゴン車を購入し、運転者の配置を行い、前日予約制による送迎サービスも考えるべきではないか。市長に伺います。

続きまして、指定避難所についてであります。

いつ、どこで、どのような災害が起こってもおかしくない状況下であります。宍粟市の指定避難所は全てバリアフリー化されているのか。冷暖房の設備は完備しているのか。障がいのある方などが安心して利用できるようにするため、宿泊施設等を避難所として利用できるようにはなっているのかどうか。

最後に、新型コロナウイルス感染第7波の対策についてお尋ねいたします。

社会的には、新型コロナウイルス感染第7波の大爆発で、医療体制が崩壊状態となり、高齢者など基礎疾患のあるコロナ患者の方が入院できないまま、自宅で亡くなる事案が続発しておりますが、宍粟市の状況とその対策はどのようになっているのか。

また、宍粟市においては、コロナ自宅療養者へ支援物資を提供しておりますが、現在はどのような状況であるのか。

以上4点、第1回目の質問といたします。

○議長（飯田吉則君） 山下由美議員の一般質問に対し順次答弁を求めます。

水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 山下議員の御質問の大きな項目の3番目の指定避難所についての御質問にお答えをさせていただきます。

市の指定避難所につきましては、基本的に公共施設を利用するよう考えております。大人数が収容できる体育館を有する学校施設がほとんどとなっております。

1点目のバリアフリー化についてですが、先ほど申し上げましたとおり、指定避難所は、学校施設を活用している状況で多くをしております。このことから、ほとんどの施設においてバリアフリー化が行われております。ただし、一部の学校施設においては、2階建ての体育館のため、校舎内のエレベーターを使用して入館していただく施設もございます。その場合は、応急的な対応措置を講じるなど、施設管理者と調整を行いながら対応したいと考えておるところでございます。

2点目の冷暖房完備についてですが、一部の施設では、空調設備が設置されているところもありますが、ほとんどの施設においては、設置されておられません。現状としましては、体調不良者がいらっしゃる場合、あるいは熱中症等発生するような

気象状況の場合においては、校舎内の空調設備のある教室の利用ということで調整をしておるところでございます。例年、年度当初におきまして開催される学校園所長会におきましても、このことについて確認の依頼をさせていただいているところでございます。

3点目の宿泊施設等避難所利用につきましては、障がい等のある要支援者の方の避難先としては、福祉避難所の開設を考えてございます。ただ、生活環境等で不十分な場合、状況によっては、災害時の応援協定を締結しております、市内の福祉施設を活用させていただくように考えております。

御質問の宿泊施設等の使用につきましては、宿泊施設の営業に関わる事案となりますので、急な避難所としての利用要請の対応、あるいは利用期間が不特定となってくることも考えられます。こういったことの理解、あるいは事業者との十分な調整と理解を得ることが必要となつてまいりますので、現状としては宿泊施設の利用は想定していないという状況でございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 私のほうからは、2番目に御質問がありました外出支援サービス事業について、また4番目に御質問がありました新型コロナウイルス感染第7波の対策について、答弁をさせていただきます。

初めに、外出支援サービス事業についての御質問にお答えいたします。

初めに、外出支援サービス事業が改善されないままであるとの御質問につきましては、外出支援サービス事業は、宍粟市の面積が広大な中、バスなどを利用できない高齢者や障がいのある方が医療機関や買い物等で外出できる機会を確保する事業として取り組んでおります。

この事業は、高齢者や障がいのある方の社会参加につなげる大切な事業と捉えており、将来に向かって継続して取り組むことが重要と位置づけており、昨年度に、持続可能な制度として実施できるよう見直しを行い、現在の制度へとしたところがあります。このことから、現段階で以前の制度に戻すことは考えてはおりません。

次に、外出支援サービスにつきましては、国土交通省の認可を受けた市内のタクシー業者と委託契約を締結し、委託業者により送迎サービスを実施していただいているところであり、新たに市が国土交通省の認可を受けて、予約制による送迎サービスを実施することは現段階では考えてはおりません。

続きまして、新型コロナウイルス第7波の対策について、お答えをさせていただきます。

きます。

兵庫県から発表されます宍粟市の8月新規感染者については、1日で100人を超える日もあり、8月分が月末累計で1,500人を超える状況となっております。今後、新規感染が緩やかに減少しつつある状態ではありますが、まだまだ予断を許さない状況であり、注視していく必要があると考えております。

一方、コロナにより死亡された方の人数につきましては、兵庫県からは県を単位とした人数発表であるため、宍粟市内の死亡者数及び死亡時の状況等について発表はありませんが、御質問にあるような、入院を希望されるも、入院できないまま御自宅でお亡くなりになるというようなケースは市内ではないと認識しております。

続いて、自宅療養者の支援についてですが、市では自宅療養者の実態が把握できていない状況であるため、御本人やまた家族等が市への情報提供の了解が得られた方にはなりますけれども、保健所や医療機関等からの情報提供がありましたら、市からパルスオキシメーターの貸与や支援物資の配布、本人の状態によっては訪問看護による支援など、保健所と連携した中での調整を行っております。

ちなみに、第7波と呼ばれる感染の高まりの中で、8月末までに支援した状況を報告をさせていただきます。食料支援につきましては、133世帯の方に支援をさせていただきました。パルスオキシメーターは74世帯、体温計については8世帯、市単独事業として支援をさせていただいていることを答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 私からは、学童保育所の充実についての御質問にお答えいたします。

市内の学童保育所の利用者数は、少子化が進行する中、その中にあっても、年々増加の状況です。要因は共働き世帯の増加と、国の対象児童の拡大によるものと思われませんが、できる限り多くの希望児童を受け入れられるよう、これまで施設を新設し、定員を増やしたり、希望施設が偏る場合は、近隣の学童保育所への入所調整を行ったりしながら対策に取り組んでまいりました。

また、職員である支援員や補助員の処遇改善につきましても、今年2月に実施し、5号給から6号給の報酬改善を図ったところでございます。一方、職員配置につきましても、国が示す基準、児童40人に支援員2人という国の基準よりも、手厚いものを目指すということにしております。

しかしながら、現実的には慢性的な人員不足により、国の基準を満たすのが精い

っぱいな状況にあり、夏休みや土曜日など、長時間保育が必要な場合は、合同保育を実施せざるを得ない施設もございます。子育て支援の充実化を図るためには、十分な数の支援員や補助員の配置が必要ですので、引き続き募集や環境の改善に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） それでは、学童保育の充実をについて再質問をさせていただきますと思います。

先ほど教育部長がおっしゃいました、今後も環境の改善を図っていきたいというところで、大体回答を得たような気もしますが、もう少し具体的に尋ねていきたいと思えます。

宍粟市の学童保育の現状についても、先ほど少し説明がありました。厚生労働省の学童保育・放課後児童クラブの運営指針におきましては、子ども集団の規模としては、子どもが相互に関係を構築したり、一つの集団としてまとまりを持って共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とするというふうになっております。

宍粟市の学童保育実施要綱、これを見てもみますと、学童保育所11か所のうち4か所が定員が40人を超えているということで、先ほどおっしゃられたような対応をされてるのかなと思いましたが、施設規模として40人以下というようなことが厚生労働省の運営指針に示されておりますので、学童保育所11か所のうち4か所が定員が40人を超えているのですが、問題がないのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 国が示す40人、おおむね40人というのは支援単位と申しまして、クラス単位と捉えております。ですので、今40人を超える大きな学童保育所については、クラス40人未満のクラスを複数クラス設置し、1クラスには国の示す支援員を配置しているところでございます。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） また宍粟市の実施要綱、これに1人当たりの面積基準を1.65平方メートル以上確保するというふうに明記してござっております。これはやはり厚生労働省の運営指針にも、専用区画の面積は子ども1人につき、おおむね1.65平方メートル以上確保することが求められると記されております。市内の学童保育

所11か所全てがこの基準どおりに運営されているのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 基準を持っておりますので、その基準で対応しておりますが、蔦沢学童保育所につきましては、この4月に都多小学校と伊水小学校が学校規模適正化の中で、これまでは10人未満等の希望だったんですけれども非常に数が増えております。

それにつきましては、まず1点目は、この夏の大規模改修によりまして、部屋自体を余分なものといいますか、旧来の教室ですので、撤去しスペースを確保していることと、それからこの4月からにつきましては、隣の特別支援教室も日によって人数も違いますので、それを利用させていただくよう、今年度始まる前に学校と学校長と調整いたしまして、理解を得まして対応しているところでございます。現在蔦沢小学校については14名の利用者がございます。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 先ほども教育部長のほうから、その学童保育関係の予算としまして、学童保育の指導員の給料のアップを図ったということで、それによって1人当たりどのぐらいの給料アップが図られたのかということをお尋ねしたいなと思いましたが、それとあと、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業ということで、昨年11月に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策で収入を3%程度、月額9,000円引き上げるための措置が示されて、学童保育の指導員もこの事業の対象となっております。この事業により宍粟市におきましては、学童保育指導員の処遇はどのぐらい改善されたかと認識しておられるのか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 冒頭お答えさせていただきました処遇改善につきましては、先ほどの国のコロナ対策によって行ったものでございます。公立につきましても実施いたしましたし、民間事業者さん2園が学童保育を運営してござっておりますので、そこについても補助金という形で実施をしておるところでございます。国は月額9,000円ということを示したと思うんですけど、実質、個々の方がいらっしゃいますので、平均として月額6,000円の上昇、これは個々の方の給料体系がござりますので、平均しますと6,000円という形で、先ほど言いました5号給から6号給のアップを図ったというところでございます。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） そういった形でアップを図っていただいて、それで学童保育指導員の処遇が、どのぐらい改善されたと認識しておられるのかということ、抽象的な説明であります。ちょっと具体的な説明をお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 具体的なというのは平均しますと、6,000円ということですが、支援員の処遇改善というのは、やはり一番は支援の数を確保することだと思っております。冒頭申しましたように、国の基準よりも高く設定したいと思っておりますけれども、なかなか手を尽くしておりますけれども、支援員の確保がままならない状況です。支援員の皆さんの処遇改善は、まず支援員、補助員の確保であると考えております。

改善につきましては、引き続き現在も取り組んでいるところでございますが、一例としまして、なかなか支援員さん、補助員さんが確保できないということの中から、今年度は、利用定員の多い山崎、城下、河東、はりま一宮の4施設におきまして、少しでも支援さんの業務を軽減したいということで、消毒とかコロナ禍の消毒、それから清掃等をシルバー人材センターに委託して、その業務を支援員さんの業務から軽減していることを、今年度初めに実施しております。

また、昨年度からは市内の県立高校とのインターンシップ事業としまして、将来保育教諭を目指す生徒さんたちが、学童保育の補助員として入っていただくよう高校と調整し、インターンシップ事業として取り組んでいるところでございます。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 様々な対策に取り組んでくださっているということが理解できたわけですが、この指導員の処遇改善に関わる国の補助金といたしまして、放課後児童支援員等処遇改善等事業とか、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業等が国において予算計上されておりました。厚生労働省が各市町に対してこの補助金の積極的な活用を呼びかけておりますけれども、宍粟市におきましては、どのような状況にあるのかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 国の補助制度は積極的に活用し、処遇改善を図りたいと思っております。これまでもやってまいりました。キャリアアップのところについては申し訳ありません、今手元に資料がなく、実績があるのかどうかというのは把握しておりません。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 国の補助金につきましても、できるだけ本当に活用して、学童保育指導員の処遇改善を図っていただきたいと考えております。そしてまたこの御存じではあると思うわけですが、この全国学童保育連絡協議会というのがあります。この全国学童保育連絡協議会というのは、学童保育の普及発展を積極的に図り、学童保育の内容の充実のための研究、国や自治体の施策の充実制度化の運動推進することを目的として、保護者と職員、指導員が1967年に結成した民間の学童保育専門団体ということであります。

そこが、この全国学童保育連絡協議会が2021年、2022年の2年間をかけて、一人一人の声を国と自治体に届けようという取組と、学童保育・放課後児童健全育成事業の拡充を求める国会請願署名、これを行ってきました。この国会請願署名は2022年の6月15日に、衆議院・参議院それぞれの厚生労働委員会で全会派が一致して、本会議でも採択されております。

このような国の動きもありますので、宍粟市の学童保育に通う子どもたちのより安全で安心な放課後を保障するためにも、学童保育で働いてくださっている指導員の処遇の改善、人数を増やしていただく、そのためにはやはり処遇改善、また施設の拡充などの取組を宍粟市としても取り組んでいてくださいますが、これまで以上に取り組んでいただきたいと思えます。教育長、市長のお考えを伺いたいと思えます。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 学童保育について、先ほど担当部長が答弁したとおり、これまでもなかなか狭い状況や、あるいは学校の施設の狭小なんかもありまして、特に城下と河東については、新しい場所を建てさせていただいたり、あるいは先ほど担当部長が申し上げたとおり努力して、ただ処遇改善の中で、まずやっぱり人材確保というか、人をしっかり確保することも大事だと思っております。

それによって、働き具合を可能な限り縮減していくと。その一つには先ほどあったとおり、業務委託だったり、あるいはインターンシップ、高校生にも出ていただいたりして、そんないろいろ努力しておりますので、今後についても処遇改善については努力していきたいと思えます。いずれにしても、支援員の皆さんや補助員の皆さん、大変な状況の中で頑張っていらっしゃることについては十分理解しております。そういう意味で今後も努力していきたいと、このように思えます。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 放課後児童健全育成事業の充実、人それから場所、内容について充実するよう、引き続き努力してまいりたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 続きまして、外出支援サービス事業につきまして、再質問をさせていただきますと思います。

文教民生常任委員会に提出されました外出支援サービス事業の利用状況、前年度比較によりますと、令和4年5月末時点で、令和4年と令和3年を比較すると、外出支援サービス事業の登録者数はマイナス98人、実際に利用した人がマイナス83人、利用回数がマイナス1,373回でありました。

これは令和4年4月から始まりまして、5月末時点での統計であります、この現状を鑑みますと、利用料金が高くなったので、移動が困難になられた方がおられるのではないかとこのように読み取りますが、どのようにお考えなのでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 今、令和3年度と令和4年度の時点比較のお話をいただきました。令和4年度の4月からこの外出支援サービスにつきましては、事業継続の中で、制度の設計を改め変えて取り組んでおります。その中で、登録者数につきまして、大きく障がい者等福祉の区分と移動困難者の支援という区分に分けておりますので、従前の令和3年度の区分体系の中で利用していただいた方が、令和4年度に若干登録に至らなかったのかと思っております。利用者の減数につきましても、その影響もあつたり、あと諸所の影響がある中で、利用者、利用回数が減じておるものと事務局では思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 宍粟市の場合、外出支援サービス事業というのは、ほかの自治体に比べまして、本当に皆様に喜んでもらっている事業でありました。そして、これをそういうふうに関心のように、利用料金が高くなって使えなくなってきたということで、宍粟市におきましては、やはりこの高齢の方とか障がいを持っておられる方のサービスが、他の町に比べて本当に急激に、特に移動のサービスが急激によくならずに、その逆になっていったというふうに関心するわけでありまして。

ほかの自治体等を調べてみますと、様々なサービス、特に移動のためのサービスを組み合わせて利用されております。お隣のたつの市におきましても、乗り合いタクシー「あかねちゃん」をはじめ、コミュニティバス等々、いろいろ組み合わせて

移動困難者が出ないように工夫されたりもしております。

ところが、この宍粟市におきましては、今まで外出支援サービスを利用しておられた方に何の説明もなく、アンケートを取るというわけでもなく、突然このような形になってしまいました。そしてそのほかの代替のサービスというものはないままであります。私はこれは非常に大きな問題をはらんでいると思っております。

私は、この宍粟市がやはり移動が困難になられた人たちの暮らしや命に責任を持たなければならない、このように思っております。そもそもこの外出支援サービス事業は、合併前の山崎町で、ちょっと昔の話をして申し訳ありませんが、山崎町が責任を持って、高齢者や障がいのある人たちの送迎サービスを実現しようと、地域や利用者、関係者などの声をしっかりと聞きながら、何度も会議を持ちながら、公共交通、福祉移送共に具体策を練り上げて、みんなで力を合わせてつくり上げたという歴史があります。

そのときに福元市長もおられ、共に考えてくださったのではないですか。そのときには、応益負担をいただくとか、互助による公共交通による対応とかのお考えはなかったのではないですか。それが今回のように応益負担、あるいは互助による対応等の考え方が出てきておるわけですが、なぜそういう方向になっているのか、以前の福元市長のお考えと変わってきておられるというところに、私は非常な疑問を持つわけですが、どのようなことになったのかということ伺います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 今回の制度改正については、3月議会とかいろんところでお話があったとおりでありますし、多分委員会でもいろいろ持続可能とするためにどうだというような御意見も議会からもいただきながら、今回の制度改正に至ったと、こういうことであります。そのことは山下議員も御承知だと思います。結果は別にして。

先ほどおっしゃったように、平成16年、古い話になりますが、私も当時担当しまして、公共交通の在り方を見直ししようと、特に振り返ってみますと、蔦沢地域、土万地域、河東地域から神姫バスが撤退すると、こういう話が出たところであります。そのときに地域の皆さんから、神姫バスが撤退されたら、神姫バスのブランドそのものが来なんたら、嫁も来うへんやないかと。何とかやっぱり公共交通を守ってほしいと、こういうことが発端でありました。

そのときにどういう運行体制をするかということで、公共交通としてはその3路線については、ウエスト神姫さんも委託しながらですが、もしもバスという形で

電話予約制でやっていきました。御存じのとおりだと思います。同時に、福祉有償運送を併せ持って、外出支援制度に切り替えていこうということでもあります。

応益負担、応能負担もいろいろありますけども、基本的には原則幾らか負担していただいて、やっていこうということで、あの当時はちょっと金額は忘れましたが、多分距離案分だったか、地域案分だったか忘れましたが、そういうことでその当時のいろんな検討会議の中で御議論していただいて、福祉輸送サービスから外出支援、外出支援については、社会福祉協議会と民間というか、福祉団体等に委託をしたんじゃないかなど、このように思います。それから合併しまして、今日までありますが、基本的にあの当時の考え方と決して変わってるものでは、私はないと思っています。

繰り返しになりますが、新年度になりまして、新たな外出支援サービスをいかにして持続可能とし、さらに必要な人に必要なサービスがどう提供できるか。そういう観点でいろいろ御議論いただいた結果、今回のそういう制度の見直しをする中で、より持続可能にして、求めに応じられる行政サービスを提供していこうと、こういうことになったと、このように私は認識しておりますので、考えが変わったというんではなしに、やっぱり困難な人は何とか外出をすることによって、元気になってもらおうと、このことは変わってないつもりであります。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） そういう困難な方には、しっかりと市の責任で外出を支援していくというお考えを持っておられるということを確認させていただきました。

そこで、その外出支援サービスですね、その当初、私自分でニュースを出してましたので、ここにちょっと書いてるんですけども、その外出支援サービスがつくられた当初、当時の町長や現在の福元市長が参考にすると考えておられた、そういうふうに回答されてるんですね。そのサービスが当時の南光町の送迎サービスだったんです。覚えておられますか。ですので、それが先に質問いたしております国土交通省の認可を受け行政が行う、行政主導、これですね、この高齢者と障がい者を対象とした送迎サービス、これだったわけなんです。先ほど市長が宍粟市民の高齢者や障がいのある方たちの移動には責任を持つとおっしゃられた。であるならば、やはり全ての市民の移動に行政が責任を持つとおっしゃられたのですから、先に質問いたしました国土交通省の認可を受けて行政が行う。高齢者と障がい者を対象とした送迎サービス、これも考えていくべきではないですか。

○議長（飯田吉則君） 12時を回りましたが、このまま会議を続けさせていただきます

す。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 少年数がたっておりますので、その当時のことを今は何も資料を持っておりませんので、具体的にということは、ちょっと記憶をたどる以外ないんですが、基本的に行政がやるべきこと、あるいはいろいろな民間の事業者にも頑張ってもらくと、こういうことのさびわけも非常に重要なことではないかなと、このように思います。

特に、当時の公共交通全体を見直したときに、特にタクシー事業者さんも現にあったわけでありますので、そのタクシー事業者さんのことを阻害するわけには、なかなかいかないということで、タクシー事業者さんも加わっていただいて、ある一定の規制の中で、それぞれ役割分担をしながら進めていこうということで、公共交通全体として捉えておったのではないかなと、このように思います。その中で外出の支援をどうしていくかということで、当時はああいう形から進めていったと思います。

それが合併後であります、たしか宍粟市乗り合いタクシー事業補助金というような形で、その事業の中で展開をしてきておったと思いますし、その中で外出が困難な人たちに対して、やっぱり支援をしていこうということで、いわゆる補助金制度の中でやっておったというふうに認識しております。

しかし根本は、本当に外出が困難な方については、可能な限り外出を支援して、病院であったり、買い物であったり、あるいはいろいろな文化だったり、そういったところもということで、この変遷の中でやってきたと思います。それと一方、財源的に持続可能としなくてはならない、この両面の中で、今回の歴史的な経過も踏まえて制度改正に至ったと、私はこのように理解しております。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 少し前の質問に対するお答えで、市長は市の責任として高齢者やあるいは障がいのある方たちの移動に対しては、しっかりと責任を持っていくとおっしゃいました。そして、今はその実際に移動困難者が生まれておるわけでありますので、先ほどその財政的な持続可能と言われましたけれども、市長にとっては、どちらを大切に考えておられるのかというところで、先ほどの質問に対してちょっと疑問が湧いたわけでありますが、市長は、この外出支援サービス当初、全ての人と話し合っ、そしてつくり上げていったということとか、それから先ほど市長がおっしゃってくださった、高齢者や障がいのある人たちの移動をしっかりと市

の責任で守っていくということ、そのことを一番大切に捉えておられるのではないのですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） おっしゃった意味で、私は決して矛盾しておるとは思っておりません。これまでも当然外出が困難な方々については、可能な限り市としても支援をすることによって、外出をしていただくような場、機会を設けていこうと、このことは当然であります。

ただ、いわゆる財政的なことも当然これまでも議会からもありました。いわゆる持続可能とするためにこの制度をどう維持していくかと。この制度が崩壊するわけにはいかんと。そういう観点からすると、財政面も考慮しなくてはならないと、こういうことでもあります。したがって、金ありきかという問題ではないことは十分承知しております。可能な限り、本当にそういう人たちのための外出支援をしなくてはならないと、このとおりは何ら変わるものではありません。

それからもう一つ、たつの市の例も出されましたが、宍粟市は外出の一つの手段として、公共交通市内全域で200円で、一定の規制はありますが、そういうことと、この外出支援両面で考えておるんじゃないかと思えます。それぞれのところでしっかりこれから市民の皆さんの外出や、あるいは公共交通の役割やら、あるいは福祉の政策やら、全体的に私は考えていく必要があると、このように認識しております。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 本当にその辺はしっかりとこの市民、あるいは外出支援サービスが必要となる方々の意見とかをしっかりと聞いてほしいんです。たつの市の例を出されましたがと言われましたけども、やはりたつの市においてもアンケート調査等されています。市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」利用者に対して、車両内でのヒアリング調査の実施とか、あるいはそのコミュニティバス事業者のアンケート調査とかは、調査員がコミュニティバスに乗車し、利用者に調査票を手渡して配布し、郵送で回収とか、こういったような、本当により多くの人の意見を聞く努力されてるなというふうに感じたわけで、こういうこともできるのだなと思ったわけです。

今回の場合は、本当に外出支援サービスのこの変更に対しましては、本当に財政的なことのみ理由で、そのことすら利用されてる方たちにも何も話さず、突然決められたことでありますので、そのところはしっかりとお考え直しになられて、

再度、外出支援サービスを利用されていた方たちがどのような状況にあるのか。それからまたそれに代わるようなサービスをいろいろとつくり上げていくということも大切だと思うんですね。

外出支援サービスでなければならない人、またはデマンド型のサービスで大丈夫な方等ありますので、様々なサービスを組み合わせ、公共交通を考えていってほしい。それもしっかりとアンケートを取って、考えていただきたい。私はそのところが宍粟市に不足しているように思いますので、お願いしたいのですがいかがですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 山下議員は不足しているとして、私は公共交通全体を見ましても、いろんな形で市民の皆さんの御意見聞いたり、あるいは地域に出かけて、職員も出かけたり、いろんな御意見を聞いていく中で、よいものをつくっていこうと努力しておると思います。アンケートもその一つも分かりません。

今回の制度改正でも、私が承知しておりますのは、代表の方だったかも知れませんが、可能な限り意見を聞く中で、ときには不具合がある方もいらっしゃるかも知れませんが、ただ先ほど申し上げた趣旨に基づいて、今回の制度改正になったと思います。もちろん議会でも常任委員会でも、いろいろ御意見もいただく中で、あるいは協議する中で、私は進めてきたと、このように認識しております。

今後におきましても、当然、非常に市民と直結する生活に関わる課題でありますので、いわゆる公共交通も含めて外出支援も含めて、可能な限り市民の皆さんともできるだけ御意見を伺う機会をつくっていきたくと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） これまでも全く頑張ってこられなかったというふうな言い方はしておりません。しかしながら、やはり本当に外出に困難になられた方、そういう方がいらっしゃるの、その声ももう本当しっかりと聞きながら、再度考えてもらいたいと思うわけでありまして。

以上で次に行きます。

続きまして、指定避難所についてなんでありますけれども、この避難所をホームページで調べてみましたら、やはり先ほど言われたように、各小学校、中学校、高等学校等が表示されております。それでその地は、やはり体育館というふうな先ほど説明ありましたように、御高齢の方とかが非常に暖房・冷房、あるいはバリアフリーができてなかったら大変だなと思うんですね。そこで各小学校の部屋を利用

するというお話でしたけれども、それならば市ホームページの指定避難所におきましても、各小学校、中学校、高等学校とそれぞれのどの部屋、教室を利用できるのか、これをしっかりと表示していただいたら安心できるのではないかと。これをホームページとか広報紙などで、どの教室をどのように使えるのか、ここまで表示していただきたい。また広報で知らせていただきたいというように思います。

ちょっと時間がないので、次々質問していきます。それが1点と。

それとあと、それと福祉避難所も4町に確保、指定されておりますけれども、建物の内部構造や避難できる部屋など、これを分かりやすいようにホームページに表示したり、広報紙などでも説明するということはできないのかどうか。

それからまた次行きますけれども、3点目です。

指定避難所や福祉避難所に避難することが困難な高齢者や障がいのある人が、先ほどは各施設に協定を締結していると答えられましたけれども、現実的に今新型コロナウイルス禍中において、施設側の受入れが困難であるというようなことを、私は聞いておるわけでありまして。ですから、このような状況下でありますので、非常に不安を持っておられる方というのが市内におられます。だからこそ私は、十分な調整とか理解を得る必要があるのですが、ホテルや旅館等の宿泊施設と協定を締結するべきであるということを質疑質問させてもらっているわけでありまして。

以上3点お答え願います。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） まず指定避難所につきましては、それぞれ施設をお借りしまして、小学校、中学校等について、体育館ということで指定をさせていただいております。教室を使えますというのは、最初からオープンにしているという話ではございませんので、状況に応じて、当然その避難所には職員を張りつけて、対応するものがおりますので、そういった状況を踏まえながら、教室あるいは冷房のある施設を活用させていただくという流れになっておりますので、あらかじめそれをお知らせするという形ではなく、まず体育館に避難いただいて、その中での形になってくるかなと思います。

同じく福祉施設につきましても、同じように事細かに部屋割りをお知らせするというのではなく、まずそういったところに避難いただく、誘導させていただくということから、始めさせていただく必要があるのかなと。それぞれの個々の部屋割りであるとか、冷房がありますよということをお知らせするということは、特段必要はないのかなと考えております。

それともう一点、民間といいますか、宿泊施設等との協定というところでございますが、これにつきましては冒頭御説明申し上げましたように、なかなかハードルが高いものもあると思います。ただ、事情、場合によっては、従前もありましたが、第三セクターにお願いしているような施設を少しお借りすると、利用させていただくというような事例もございましたので、それぞれの場合によっては、そういうこともあるのかなと思いますが、一定営業という部分がございますので、あらかじめそこを優先にということは非常に難しいという面がございますので、そのようなところは現在考えていないというのが、御回答でございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 少しお待ちください。傍聴者の方にお願ひします。スマートフォン等の電源はお切りいただくようお願いしておりますので、よろしくお願ひいたします。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 先ほどお答えいただいた内容では、やはりその全ての市民が安心してできるような避難所の整備とは、残念ながら言えないのではないかなと思います。もう本当に具体的に、やっぱりしっかりとどこに避難できて、どういう状況で、どういう避難生活ができるのかということをも市民に知らせていただきたい。それと今新型コロナウイルス感染症禍中にありますので、施設側と協定を締結しておりますけれども、実際に使えない状況であると聞いているのは事実ではないのですか、そこをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 当然このコロナ禍におきましては、そういう状況があるろうかと思ひます。ですから、そういったことは協定を結んでおるので、そこに絶対入ってくださいという話ではございませんので、そういうことも伺いながら、可能な範囲で対応できるのであればということでございます。おっしゃるように、施設側からすれば、現状ではお断りさせていただくというのは、ある話かなと思ひます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） そうなってきますと、そういった施設でないと、なかなか避難して、自分自身の心や体を保つのが大変な人たちの避難する場所がなくなるわけですね。それに代わるものを考えないといけないと、私は思ひましたので、十分な

調整とか理解を得る必要があると思うんですけれども、ホテルとか旅館等に限るわけではありませんが、宿泊施設との協定の締結、これも考慮に入れて考えてもらわないと、実際に今不安を持っておられる方がいらっしゃいますので、考える必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 先ほども答弁させていただきましたが、現状市内には福祉施設、福祉避難所ということで4か所設けておりますので、こういった対応を中心に考えていきたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） その福祉避難所におきましても、市内に4か所ありますが、どのような場所で、どのような対応をしてもらえるのかというものを示していただかなければならない。また想像いたしますに、その福祉避難所では、なかなか障がいの特性によって、そこで生活していくということに、非常に困難を持たれる方がいらっしゃるということが想像できるわけですね。

ですからこそ、それ以外のそういった障がいを持っておられる方たちが、安心して避難できる場所、これを確保する必要があると思うのです。どうですか。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 当然避難ということになりますと、短期といいますか、まずは身を守っていただく、安全を確保していただくという趣旨で避難していただきますので、議員がおっしゃるような長期にわたる場合については、また別の方法を臨時的にも考える必要があると思いますが、現状は災害が起き得るときに、まず、安全なところに逃げていただく。それが先ほど言いました指定避難所であったり、福祉避難所と理解しておりますので、長期という前提でまず考えていくというのは、二次的な話なのかなと思います。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 長期という意味だけではないわけでありまして。私も体育館等の避難所を回ったときに、本当に障がいのあられる方が、その短期ですよ、その1日ですよ、非常に大変だなと思ったこともあるわけです。そういうことで、もう短期でも、そういったちゃんとしたその人の特性に合った避難所が必要とされる方はいらっしゃるのです。ですから、そこは考えていただきたいと思っております。どうですか。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） おっしゃることは十分分かりますが、まず命を守っていただく、安全に避難していただくというのが第一でございます。また、そういったことで御避難いただいたときには、今整備しておりますようなマスクといたしますか、仕切りといたしますか、そういったものであったり、段ボールベッドということで、それぞれのところで何とか1日といたしますか、避難いただいたところを過ごしていただくような状態には、できるだけ努力していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 本当に誰1人取り残さない避難所というのを、しっかりと考えていってほしいと先ほどの御回答で感じました。

続いて、本当に時間なくなってしまったなと思うわけではありますが、新型コロナウイルス感染第7波の対策についてを再質問させていただきたいと思います。

宍粟市の新規陽性者数ということで、宍粟市民のために毎回、県発表累計を発表日ごとに加工して、市長にも毎回届いてると思うんですけども、こんなふうにグラフにして、分かりやすくしてくださっている方がいらっしゃいます。その方のその資料によりますと、令和2年3月5日から令和4年8月29日までに、宍粟市の新規陽性者数が3,603人、それからあと自主療養登録数、これは自宅療養者数ですが、2022年8月6日から2022年9月6日、この約1か月間に58人というような非常にたくさんの方が、自宅で療養されているというようなことになっております。

そこでそのような状況は、市としてつかみ切れてないというようなお話ではありましたが、どのような市としての対応を考えておられるのかということをお尋ねします。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 今、手元のほうの数字なんですけども、第7波と呼ばれるものの感染の中で、7月23日から感染者数の公表がありました。7月23日から8月31日まで公表されました宍粟市の新規感染者が、今私のほうでは2,103人と確認をしております。また、自宅による療養者数も同じく今議員が言われた、私のほうでは55人としておりますが、またそこは確認をしたいと思いますが、55人というふうに公表の中で自宅の療養者がいらっしゃるということで、思っております。

今、公表のあった人数については以上のように把握し、それまでについては、県から人数等の公表につきましても、全体像のみの発表でありまして、第7波の感染によるものにつきましても、特に人数等を公表することにより、人権侵害等の心配

も、拡大が急拡大する中ではそのおそれがなくなったであろうという県の確認がありまして、現在その人数のほうの報告を受けておるところであります。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） そういった形でも、市として市の現状のデータを市民に知らせるといことは大切だと思うんですね。そして今現在市がそのことに対して、どう対応していけるのかということ、それは本当に大切だなと私は考えております。

そこで、この約1か月間で、58の方が自宅療養されていると、そういうことで家族が感染すれば、家族全員が感染するというようなことも非常に多いようで、この家族の中には高齢者や障がいのある方たちもおられるわけですね。これまでは家族で感染された方が宿泊施設で療養したり、入院したりできていたが、現状がどうなのかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 御自宅で療養される場合、保健所及び宍粟市のほうから、どのように感染防止を図っていくかということは、その方々に直接、担当の県保健師、また市保健師のほうからお伝えをしております。そのような中でも委員おっしゃられますように、感染力が高い中で、家族内での感染、またはそれ以外での感染がある中で、現在は感染防止、また感染数の把握に努めております。あと感染者数につきましては、市のホームページまた宍粟市ラインによりまして、週間ごとに感染状況は報告をさせていただいてるところです。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） すいません、時間は絶対超えないように気をつけますので。そういった形でも、高齢者や障がいのある方がその家族から感染した場合に、後遺症が残るような場合がございます。そして今までは介護予防とカリハビリとかに励んでおられた方が、ひきこもり状態になられた場合、市はどう対応していくのかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 感染症になられた方への事中及び事後の対応につきましては、健康福祉部でもその方々の体調及びその環境によって、丁寧な対応を現在もさせていただいておると、このように思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） そういった場合、丁寧な対応を心から求めて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） これで7番、山下由美議員の一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月8日、午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 0時22分 散会）